

米軍基地関係特別委員会記録
<第2号>

平成29年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成29年7月11日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成29年 7月11日 火曜日
開 会 午前10時 3分
散 会 午後 6時51分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第9号議案 訴えの提起について
- 2 陳情平成28年第39号、同第43号、同第78号、同第80号、同第81号、同第117号、同第119号、同第124号から同第127号まで、同第129号、同第131号、同第138号、同第153号、同第161号、同第163号、同第167号、同第168号、同第173号、同第175号、同第178号から同第183号まで、陳情第1号、第5号、第6号、第13号、第14号、第17号、第20号の4、第23号、第25号、第27号、第28号、第31号、第43号、第44号、第47号から第52号まで、第58号から第60号まで、第79号及び第81号
- 3 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（3月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 4 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 仲宗根 悟 君
副 委 員 長 親 川 敬 君

委員	山	川	典	二	君
委員	花	城	大	輔	君
委員	末	松	文	信	君
委員	照	屋	守	之	君
委員	宮	城	一	郎	君
委員	照	屋	大	河	君
委員	新	垣	清	涼	君
委員	渡久地			修	君
委員	嘉	陽	宗	儀	君
委員	金	城		勉	君
委員	當	間	盛	夫	君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	謝	花	喜一郎	君
参事兼基地対策課長			金	城	典和	君
辺野古新基地建設問題対策課長			多	良	間一弘	君
環境部環境企画統括監			棚	原	憲実	君
環境部環境保全課長			仲	宗	根一哉	君
農林水産部参事			新	里	勝也	君
土木建築部土木整備統括監			上	原	国定	君
企業局企業技術統括監			仲	村		豊君
教育庁義務教育課長			當	間	正和	君
警察本部刑事部長			當	山	達也	君
警察本部交通部長			梶	原	芳也	君

○仲宗根悟委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

乙第9号議案、陳情平成28年第39号外51件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る3月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部環境企画統括監、企業局企業技術統括監、教育庁義務教育課長、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第9号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 それでは、乙号議案について、御説明いたします。

議案説明は、お配りしております資料平成29年第3回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

資料の1ページをお開きください。

乙第9号議案訴えの提起について、御説明いたします。

沖縄県漁業調整規則第39条第1項は、漁業権の設定されている漁場内において知事の許可なく岩礁破碎等を行うことを禁止しております。

しかし、沖縄防衛局は県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破碎等を行うことが確実な状況となっております。

これらのことから、岩礁破碎等行為の差し止めについて訴えを提起するため、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第9号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 差しとめ訴訟の提起ということですが、目的は何ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほども御説明いたしましたように、漁業権の設定されております漁場内で知事の許可なく岩礁破砕等を行うことは禁止されておりますが、沖縄防衛局は沖縄県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっております。行政といたしましては、無許可の行為を放置することはできないという法律による行政の原理の観点から、今般、差しとめ訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

○照屋守之委員 本会議でもありましたが、事実がないのに裁判を起す。何かのおそれがある、犯罪のおそれがある、その可能性があるで一裁判というのは事実に基づいて法律的にどうかとか、いろいろな判断が示されますが、その事実がないにもかかわらず訴訟を起す意味がよくわかりません。

○謝花喜一郎知事公室長 差しとめと言いますのは、一般的にいまだなされていないことはしてはならないと考えられております。既に侵害行為自体がなされた後でも、あるいはなされていない段階であっても、いまだなされていない将来の行為を予防的に差しとめることを裁判所に求めることは可能であるとなされております。そういったことから、沖縄県としましては、公有水面埋立法の埋立願書において岩礁破砕等が予定されていることが確実な状況だということで、今回の差しとめ訴訟の訴えの提起をお願いしているところでございます。

○照屋守之委員 これは行政のやることではありませんよね。事実がないのに裁判を起すということは絶対にあってはならないことだと思っています。事実があればともかく、そこは非常に問題だろうと思っています。同時に、本来、漁業権を有する者がクレームをつけることは、漁業法など規則も含めて権利として認められているのでいいのですが、漁業権を有しない県、あるいは翁長知事が岩礁破砕に問題提起をして、それによって工事を差しとめする裁判を起すことは全く異常なことです。なぜ漁業権などの権利を有しない県が岩礁破砕に関してクレームをつけるのですか。おかしくないですか。これで裁判を起すというのはつじつまが合わないのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 沖縄県漁業調整規則では、漁業権の設定されている区域において知事の許可を得ない岩礁破砕等を行うことを禁止してござい

て、一般的な不作為義務を課しております。このため、沖縄県においては、その義務を負っている相手方である国に対しまして、不作為義務の履行請求権が帰属しているということで、今般はその義務の履行請求権に基づいて差しとめ訴訟を提起しているということでございます。

○照屋守之委員 非常に曖昧な説明で、こういうことで裁判を起こすのはおかしな話です。裁判で判断を仰ぐというのは、それぞれ権利を持った人たちの利益が侵害されている。そのどこに問題があって、法的にどうなのかということを実に基づいて裁判所は判断するわけですよ。ところが、岩礁破碎について利益を有しない県が一漁業権を持っている漁民がそれについて問題提起をするのであれば理解できますが、沖縄県が岩礁破碎について物を言う、利害関係を追求するようなことは法的には認められていないわけです。県が訴えるというのは、何の利益になるのですか。これは裁判所が判断できないのではないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 裁判所法第3条第1項で、裁判所は、日本国憲法に特別な定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有するということがございます。そういった中で、法律上の争訟性が御質疑の趣旨だと思いますが、法律上の争訟の定義は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつそれが法律の適用により終局的に解決することができるものという最高裁判所の判例がございます。これを本件に当てはめてみますと、今回の差しとめ訴訟は公法上の義務を求めるものであって、沖縄県漁業調整規則等の法令の適用により、解決できるものということで、我々は法律上の争訟に当たり、利益もあると考えているところでございます。

○照屋守之委員 皆様方が沖縄県の利益の侵害だということで訴えをするわけですが、一般常識あるいは裁判所の判断は、沖縄県の権利ではない—沖縄県は漁業権を持っておりませんので、より具体的に漁民の権利などの特定した権利を主張することができなければ裁判にならないと思っております。行政として、これは一般常識ではないですか。裁判は誰のどういった権利に基づいて訴えるのかということですが、皆様方の権利は一漁民は漁業権に関する岩礁破碎について了解をしていることからすると、これは法の趣旨にも反します。沖縄県が、ただ沖縄県の権利をもって利益になるという根拠はおかしなことではないですか。より具体的にしないと裁判にもなりません。そう思いませんか。

○新里勝也農林水産部参事 農林水産部の立場から答弁させていただきたいと思います。そもそも岩礁破砕等の許可ですが、水産資源保護法第4条第2項第5号に基づく沖縄県漁業調整規則第39条に規定されておりまして、漁業権漁場内の水産資源の保護培養のために定められております。漁業権漁場内において岩礁を破砕し、または土砂もしくは岩石を採取する行為は水産動植物の産卵・育成等に影響を与えるということで、このような行為を原則禁止し、知事の許可を受けた場合に解除をするというものでございます。そういう許認可を運用する立場から、それに反するような事業者に対しては、県として当然、行政指導も行いながら、是正していく立場として対応していくというところでございます。

○照屋守之委員 今の件は、誰のどのような権利を守るという主張ですか。

○新里勝也農林水産部参事 最終的には漁業者ということになります。法律が水産資源保護法で、水産動植物の産卵・生育に影響を与える可能性が大きいことから、許認可を運用しているところでございますので、そういう趣旨でございます。

○照屋守之委員 御説明があったように、漁業者の権利、利益を守るという話でしょう。漁業者の権利、利益を守るのが法の趣旨であって、今の裁判はそのようにはなりません。漁業者はその漁業権に基づいて岩礁破砕—漁業権を放棄していいですよと。漁業補償をもらって放棄したのですよね。補償をもらって放棄しているので、漁業者の権利は守られたわけです。守られて、岩礁破砕の手続はしなくていいという形でやっているわけですから、今、御指摘のように本当に漁業者の権利を守ることが最終的な目的ということであれば、こういう裁判は起こさないでしょう。つじつまが合わないのではないですか。漁業者の権利は既に守られているのです。

○新里勝也農林水産部参事 私どもとしましては、現時点で当該海域においては漁業権は設定されていると考えているところでございます。確かに漁業補償はなされておりまして、当該漁業協同組合に対しては何らかの手当てはされているものと考えますが、漁業権漁場というのは当該海域だけではなく、それとつながる共同第5号全体、もしくはそれより外の海域もつながっている水域でございまして、水産資源としてはずっとつながって、いろいろな漁業者がそ

ここに頼っていると。その資源を活用して漁業を営んでいるという認識でございます。

○照屋守之委員 それは拡大解釈と言いますか、勝手に皆様方、行政がそのようなことを行って、辺野古新基地をつくらせないという知事の方針に基づいてつじつまを合わせようとしているのですが、本当に漁業者の権利を守るということであれば一漁業権を持つ漁民の皆様方がこれに対して異議を唱えるのであれば裁判として成立します。漁業権を持つ権利者の意思を無視して、全く別の理由で裁判を起こそうというのはおかしい話です。今の説明のように、漁業権を持つ漁民の方々に、我々は皆様方の権利を守るためにこういう形で裁判を起こしますという意見交換をいつ行いましたか。

○新里勝也農林水産部参事 今回の訴訟については、これまで広く記者会見等を通して県民にも説明してきているところでございますが、これが本議会で同意が得られましたら、必要に応じて漁業者と意見交換を行っていくことも必要ではないかと考えております。

○照屋守之委員 きょうまで漁業権の権利を持つ漁民と意見交換をしていないのですか。

○新里勝也農林水産部参事 当該漁業権者である名護漁業協同組合と訴訟の提起についての意見交換を行ったことはございません。

○照屋守之委員 皆様方はこういうことを行うのに、岩礁破碎について漁民の意見を聞いて一本来は彼らのために漁業権が設定されて、岩礁破碎が行われると漁業に対して影響があるということのもとにつくられている法律や決まり事を、こういう裁判を起こすというときに肝心かなめの漁民の意見も聞かない、意見を無視してそういうことを行って、あたかも県に権利があるかのように行うというのは行政としてあるまじき行為です。皆様方は、漁業権を持つ漁民の方々が漁業補償をもらっていて漁業権の放棄について同意をしているので、彼らの意見を聞いたらずいと思っ行ってないのではないですか。

○新里勝也農林水産部参事 今回の訴訟については、あくまでも我々は法律、あるいは県の漁業調整規則で定める水産資源の保護培養、水産動植物への影響という視点で、当該事業者が無許可でそういう行為を行おうとすることに対し

て、許認可を運用する行政としてこういう判断に至ったものでございます。

○照屋守之委員 農林水産部参事がそういうことを言っははいけません。知事公室長がそういうことを言うのであればわかります。漁業権というのは、漁民の権利を守るために設定されている区域です。それは岩礁に問題があるときに、漁業に影響があつて漁業者の権利が損なわれるから、そういうことのないように岩礁破碎の手續をなささいというのが法の趣旨です。これは岩礁を守るため云々というレベルではありません。漁業権を持つ漁業者の権利を守るというのが岩礁破碎の手續を行う目的です。

○新里勝也農林水産部参事 私は農林水産部水産課におりますので、漁業調整規則で定める趣旨を踏まえて許認可を運用する立場から、当該事業者に対して行政指導等を行つてきたところでございます。それがきちんと対応できないというところで、水産行政を預かる立場からこういう判断もあるのではないかとということで答弁させていただいたところでございます。

○照屋守之委員 これは漁業権の定義づけに伴う岩礁破碎の手續等々も含めて、今、農林水産部参事が言っていることは全く的外れです。本来、漁業権や岩礁破碎ということを抑えたときには、漁民の権利、利益を守るということがあつて漁業権の設定があり、それを損なうおそれがあるので岩礁破碎の手續を行う。ですから、国はそういう基本的な漁民の権利を守るという原点に立ち返つて漁業補償を行つて、その権利は補償し、それによつて漁民が漁業権を放棄して、その地域では岩礁破碎の手續は行わなくていいということですから、漁民の権利そのものを守つていくという法の趣旨を農林水産部が履き違えると、身勝手な解釈で裁判自体が一それによつて工事をとめる。工事をとめるためだったら、自分たちがやるべき権利も含めてなつていないということになつていくのではないですか。ですから、これは知事公室長の判断ではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど農林水産部参事が答弁したとおりでございます。照屋委員がおっしゃつておりましたように、沖縄防衛局は確かに漁業権の一部放棄だということで補償しております。これは事業者である沖縄防衛局に対して、漁業権があることを抗弁しないという意味での補償だと我々は理解しているところでございます。漁業調整規則の上位法は水産資源保護法でございます。海というのはつながつておりますので、水産資源の保護培養を図るという水産資源保護法の観点から委任された漁業調整規則に基づいて一これには見

解の相違がございますが、漁業権の設定された海域に属する場合、漁業調整規則に基づいて岩礁破碎等を行う場合には沖縄県知事の許可を受けなければなりません。行政指導を再三行ったにもかかわらず、それがなされないことがあるものですから、今般、差しとめ訴訟を提起せざるを得ないという流れになったわけがございます。漁業権者の保護だということはおっしゃるとおりだと思いますが、もっと幅広く、海はつながっておりますので、そういった観点からも水産資源保護法の趣旨一水産資源の保護培養を図って、その効果を将来にわたって維持するという観点から、漁場発展に帰するというを目的とするならば、我々としては今般の国が行っている無許可の岩礁破碎等を放置することはできないという判断に至ったということでございます。

○照屋守之委員 それぞれが個別の裁判で争うときには、幅広く海はつながっているなどという論法は通用しません。トラブルがあつて問題提起をするわけですから、何の利益を損なっているということを明確にしない限りは裁判で判断のしようがありません。今のようにつじつま合わせで、幅広く海はつながっているというようなことで裁判を起こそうとすると、まさに裁判費用の無駄です。ましてや、沖縄県の行政ですよ。漁業権を沖縄県が有するわけでもないし、翁長知事や謝花知事公室長が有するわけでもありません。そういう権限のない人たちがクレームをつける。漁民を守るという立場であるということを明確にしながら、漁民の意見も聞かないでそういうことを行おうとする。これは裁判になりますか。弁護士はどう言っていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきまして、弁護士や行政法の先生方とも十分意見交換をしてまいりまして、しっかりと理論上の組み立てはできると説明を受けております。

○照屋守之委員 弁護士過誤という表現がありますよね。漁業法やさまざまな判断、この前の最高裁判所の判決も含めて、権利もない沖縄県が訴えて裁判を行うというアドバイスを弁護士がするとは到底思えないのです。漁業権の範囲や訴えることができるのはどういうものか、具体的に誰の利益を守るのか専門的にわかっていますから、幅広く海がつながっているから沖縄県の利益だということになると、まさに弁護士過誤です。事の次第によっては、県民から弁護士に対して損害賠償が求められる可能性もありませんか。最高裁判所の判決で、和解によって解決をしていくという趣旨にのっとりた沖縄県の行動なのかどうかということも照らし合わせて、弁護士は本当にこれが裁判になって勝てる可

能性があるという判断なのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、和解条項の話は再三、本会議でも答弁させていただいておりますが、和解条項は是正の指示の取消訴訟、一方で昨年7月に国土交通大臣が提起した訴訟は、不作為の違法確認訴訟であり、和解条項でいう是正の指示の取消訴訟とは無関係だっただけでなく、ましてや、今回の差しとめ訴訟については、和解条項とは無関係でございます。それから、この件につきましては弁護士や行政法の学者とも十分に意見交換を行いまして、理論構成は可能だという判断に至ったところでございます。

○照屋守之委員 弁護士とも十分詰めているということですが、具体的にどういふことを詰めているのですか。これまでの裁判もそうですが、今回、このように裁判費用が一般会計予算から一自己財源でしょう。こんな貴重な財源を投じるのに、裁判を起こす資格すらあるのかどうかと。弁護士も疑問を持っているとか、あるいは弁護士は自信を持っていますとか—それでは、弁護士が自信を持っているという法的な根拠をきちんと示してください。そうでないと、我々が賛成、反対で決められるような代物ではありません。

○謝花喜一郎知事公室長 訴えの利益という話もありましたが、沖縄県は漁業調整規則に基づいて、漁業権の設定されている区域において知事の許可を得ない岩礁破碎行為を禁止しておりまして、一般的な不作為義務を課しているということです。今般、沖縄防衛局は県の再三の行政指導にもかかわらず、それに従っていただけないということで、我々は漁業調整規則に基づいて岩礁破碎行為を行わないようにという義務の履行を求めています。これはしっかりと裁判所法第3条の法律上の争訟にも該当するというので、法理論上も十分可能だという助言・指導を受けているところでございます。

○照屋守之委員 弁護士もそういうアドバイスをして裁判が起こされるということになれば、事の次第によっては、今の弁護人は県民から損害賠償を求められる可能性もありますので、そこは頭に入れておいてください。

私は、権利のない沖縄県がそのような形で裁判を起こして果たして裁判になるのかという懸念があつて—せんだつて行われました最高裁判所の判決による和解です。当然、和解とこの裁判はつながりませんが、国と沖縄県の和解条項の9項で、最高裁判所の判決がおりたら、判決と判決の趣旨に従って、国も県も互いに協力して進めていくということを確認するという趣旨の和解条項があ

ります。この和解条項は、国が勝っているわけですから、一般の県民の常識は、県はそれに対していろいろ法的なチェックはありますが、和解条項に沿ってこれからの諸手続を進めていくという理解です。これは1号要件や2号要件の埋め立てを行う目的、環境の問題なども裁判所は法に照らして適法だと言い切っています。ですから、沖縄県が埋立承認取り消しを取り消した段階で工事が再開されるからには、裁判の趣旨も普天間飛行場代替施設の辺野古への建設についてはこれでいいという形で判決がおりているわけです。おりているにもかかわらず、今、工事の差し止め訴訟を起こすということからすると、客観的に見ると、完全に和解条項に反しているということになるわけです。これは和解条項の後の手続として、おかしくないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々は和解条項第9項の場面ではないと考えております。委員がおっしゃいましたように最高裁判所の判決によって県が敗訴したことを受けて、承認取り消しを取り消しております。後は適法な手続に基づいて一今回は岩礁破碎の許可手続が必要な場面になっているわけです。和解条項の第9項を金科玉条のごとく、後は全て何でもいいと。県は法令についても目をつぶりなさいという趣旨ではないと我々は理解しております。ですから、我々はきちんと法令に基づいて審査を行って、今回の岩礁破碎許可手続については、許可申請を出してくださいということを申し上げましたが聞いていただけませんでした。このまま放っておくと確実な状況になるということが差し迫っておりますので、今回、差し止め訴訟を提起するというところでございます。

○照屋守之委員 和解条項の解釈が国と県でこれだけ違うと何のための和解かということですか。最高裁判所の判決で埋立承認取り消しを取り消しました。そして、工事が再開しました。その後の手続に県も協力していきますということを確認しているわけです。協力していくということを確認しているのに、なぜ工事差し止め裁判を起こすのかという話なのです。これは誰が考えてもおかしいです。皆様方は協力していくと約束しながら、工事をとめるようなことを行おうとしているわけでしょう。和解条項に完全に反する行為ではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましては、明確に照屋委員とは意見が違います。我々は和解条項の適用場面ではないと言いながらも、行政が司法の最終判断に従うのは当然だということで、最高裁判所の判決に従って承認取り消しを取り消しております。後は承認取り消しの取り消しが有効に適法になされたという前提で、今、作業は進んでいるわけです。その中で法令に違反する

ようなものを行政としては放置できないというのは当たり前のことだと我々は考えております。

○照屋守之委員 私の考え方と違うというレベルではありません。和解条項は国も県も裁判所の立ち会いで、この項目でいいという形で和解するということでしょう。ですから、和解が成立した段階で一恐らく沖縄県の弁護士も含めて、差し止め訴訟をするのであれば、なぜ県は和解条項に同意したのかと。私は3名ぐらいの専門家や弁護士に聞きましたが、和解に従うのは当たり前だと簡単に言っていました。ですから、その和解条項に反するような行為をするのであれば、最初から和解に同意しなければよかったとみんな言っているのです。法律の専門家も裁判官を務めた専門家も、今、こういうことを行うのであれば、なぜ和解に同意したのかと。これはごく当たり前の判断です。その当たり前の判断を、私と県の考え方が違うとか、県と国の考え方が違うとか。裁判所の立ち会いで和解した内容について、立場の違いで平気で和解条項に反するようなことをしてもいいのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 和解条項第9項の「その後も同趣旨に従って互いに協力して誠実に対応する」という意味ですが、和解条項第9項は是正の指示の取消訴訟に関する規定となっております。是正の指示の取消訴訟に沖縄県が敗訴した場合、請求を棄却するという判決主文になります。棄却すると言っただけでは取り消しを命ずることはできないわけです。それでは困るだろうということで—この場合に、判決により示された判断を無視して、その後、県が埋立承認は取り消されていることを根拠としていろいろ持ち出されることは困るだろうと。そういったことがないように、我々は埋立承認の取り消しを取り消したわけです。その後も同趣旨に従って互いに協力して誠実に対応するというものは、当然に適法であることを前提としてさまざまな—例えば、変更承認申請、今回の岩礁破碎もそうですが、適法であることを前提に対応すると。私が先ほど来、答弁しているようなことを規定しただけだということです。それを超えて、全て埋め立てができるように県が行政手続をなささいということまで和解でできるとは、到底考えられません。

○照屋守之委員 前回は県が訴えないから国が訴えて、最高裁判所で県が負けたわけですが、この裁判の目的は何なのかという話です。普天間飛行場の代替施設建設が本当にいいのか悪いのかという一点だけなのです。その入り口は埋立承認問題だと。普天間飛行場の代替施設問題の議論を解決するということが

裁判所の目的なのです。ですから、最高裁判所の判決で国が負けたら、辺野古は完全に埋め立てができなくなって辺野古埋立問題は消えるのです。でも、県が負けたら、辺野古が進むような手続をしなければいけないのです。このどちらか2つです。普天間飛行場問題を解決する、辺野古埋立問題を解決するのが裁判所の最終的な意思決定なのです。ですから、それは県と国がこれだけ対立しているとどうしようもありませんと。話し合いしなさいと言いますが、話し合いもできないと。最終的に最高裁判所で普天間飛行場問題、辺野古埋立問題は決着をつけるというのが、今回の裁判の大きな目的なのです。裁判が終わって、判決の趣旨は1号要件の埋め立てを行う目的—普天間のあれだけ広大なところから3分の1ぐらいになり、騒音も軽減されると明記されております。2号要件として、それに伴う環境的なものも法的には問題ありませんという形で裁判所が判断したと。トータルも含めて、辺野古の方向性も決まったわけです。この和解でその後の手続も協力して行うというのは—そういう方向性で県も協力しなさいと、お互いが約束したにもかかわらず、県が一つ一つの法令がどうのこうのと言うのは和解に反する、裁判の趣旨に反するということです。当たり前前に考えてそうでしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 辺野古埋立問題が決着するというのは、政治的なスローガンとしてはいいと思いますが、裁判というのは決してそうではないわけです。今回、最高裁判所で争われましたのは、不作為の違法確認訴訟ということです。沖縄県知事が是正の指示に従わなかったということが違法だということを求められたもので、それに基づく和解条項なのです。委員のおっしゃった解決するための裁判であれば、どういう方向になるかわかりませんが、おっしゃったようなことになるかもしれませんが、そういった判断ではないわけです。あくまで和解条項に文言がきちんと定義づけられているわけです。我々はそれに基づいて、適用場面ではないと思いますが、最高裁判所の判決にも従いまして、承認取り消しを取り消しました。それに基づいて、後は適法になされたという前提で作業が進むというのは、我々も行政としては当然のことだと思いますし、我々が聞いたところでは多くの方々が県の判断でよろしいというような見解をいただいているところでございます。

○照屋守之委員 裁判所は一つ一つの手続で問題を解決するのではありません。裁判で決着をつける。それは高等裁判所の判決で明確にあらわれているではありませんか。高等裁判所を皆様方が批判したように、この問題を解決するためには辺野古しかない裁判所が判決で言い切っているわけでしょう。判決

でそれだけ言い切っているのに、皆様方はそれに大反発して、いろいろな専門家がなぜ裁判所がそこまでする必要があるのかというところまで高等裁判所の判決文には書かれています。ということは、裁判所は、普天間飛行場問題と辺野古埋立問題を皆様方が政治でできないので、司法で判断をするという形で高等裁判所では判決されて、その意思決定を受けて上告したら棄却された。この部分はある程度引き継がれました。さすがに明確に普天間飛行場の代替施設は辺野古とは書いていませんが、1号要件、2号要件を法的に全部認めているのです。裁判は辺野古埋立問題を解決するという事だったにもかかわらず、皆様方がそうは受け取っていない。裁判所は反対運動を盛り上げるために判決をおろしているわけではありません。県が工事差し止め訴訟を起こす趣旨・目的が、辺野古埋立問題や普天間飛行場問題を解決するのにつながるのかという視点で考えると、私は非常に疑問を持っています。裁判も無視しながらこういうことをして、お金をかけて、県民に対して自信を持って県はこのように闘っていると。皆さん方の貴重な財源をここに回しています。これまで9000万円近くを裁判にかけています。でも、我慢してください、お願いしますということ、私としては言えないのです。ですから、今、その是非を問うています。

○謝花喜一郎知事公室長 この問題を解決するにはどうしたらいいかということ、これを明確に示したのは、平成28年6月に国が出された国地方係争処理委員会だと思います。この問題は普天間飛行場の返還という共通の目標に向けて真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出そうと努力をすることが問題の解決に向けての最善の道とするという見解を示しています。和解で示した是正の指示を違法とも適法とも言わなかったわけです。我々はその国地方係争処理委員会の判断に基づいて協議を求めました。しかしながら、和解条項のいずれにも該当しないが、不作為による違法確認訴訟を起こしたのは国なのです。福岡高等裁判所で県が発出して上告しましたが、最高裁判所では福岡高等裁判所の和解条項は一切引用しておりません。ですから、我々は最高裁判所の判決に従って承認取り消しを取り消しておりますが、後は適法になされたという前提で作業を進めていると。今回の差し止め訴訟もこういった流れの訴訟だということでございます。

○照屋守之委員 国地方係争処理委員会のどちらでもない判断の後に、本来は県が裁判を起こすべきだったが、それを起こさないから国が起こして最高裁判所まで行っているわけです。皆さん方が裁判を起こせばよかったのですが、皆

さん方がしないから国が裁判を起こしたということは、高等裁判所の判決文にきちんと書いてあるのです。

○謝花喜一郎知事公室長 そのことについても最高裁判所は触れておりません。

○照屋守之委員 触れる、触れないではなく、高等裁判所ではそのようになっているわけです。そういう枝葉のことを言わないで、要するにこの問題を解決するためにどうするかということをしてもらいたいのです。我々はなぜ話し合いをしないかと言っているのに、話し合いを拒まないで、直接知事が行けないというようなわけのわからない話をしているのですが……。私は今のままでは裁判に入らないのではないかと危惧しています。これだけ費用をかけて、負けた場合、裁判にかけた費用は返ってくるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 訴えの提起の議決をいただけるよう一生懸命答弁させていただいている段階で、敗訴を前提とした答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○照屋守之委員 裁判の判決のいかんにかかわらず、かけた費用は戻ってこないのか、戻ってくる可能性があるのか、どちらですか。

○謝花喜一郎知事公室長 弁護士に委託する業務の中身ですが、訴状や書面の作成など、さまざまなものがございまして、そういったもののトータルで517万円としております。訴えの提起は、書面を作成しないとできませんので、訴訟が半年かかろうが、1年かかろうが、仮に門前払いになったとしても、517万円は弁護士の委託契約の中身としてお支払いするのは当たり前だと思っております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
末松文信委員。

○末松文信委員 この件については本会議でも質問しましたが、またあえてお聞きしたいと思います。

そもそも、沖縄県が埋め立てを承認した目的は何ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 事業者である沖縄防衛局が埋立承認申請を出したのは、辺野古に新たな基地をつくるためでございます。

○末松文信委員 それを皆さんは承認したわけですよ。

○謝花喜一郎知事公室長 最高裁判所の判決に従いまして、埋立承認取り消しを取り消しました。結果として今、委員おっしゃるように承認は適法な状態になっているということが正確なところでございます。

○末松文信委員 承認した目的は何かと聞いているのはそこです。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど答弁したとおりでございます。

○末松文信委員 そうしますと、岩礁破碎を差しとめる目的は何ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 漁業権の設定されている漁場において岩礁破碎等行為を行う場合には、県知事の許可が必要でございます。今回、沖縄県の再三の行政指導にもかかわらず許可申請手続きを行っていただけず、岩礁破碎等行為を行うことが差し迫っている状況であるということで今回、差しとめ訴訟を行うということでございます。

○末松文信委員 皆さんが議案の概要の中で5項目出してありますが、今回の議論の争点になっているのは、水産庁の言っていることと沖縄県が考えていることに相違があるわけですよ。ここを整理しないとそもそもの話が始まらないのではないかと考えているのですが、その件についてはどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々は漁業法の趣旨、それから従来の政府見解、水産庁の技術的助言に照らして、沖縄防衛局が工事を行っている海域は漁業権の設定されている漁場に当たるということで、今回、差しとめ訴訟を起こしているということです。

○末松文信委員 私が申し上げているのは、法律を管理しているところの水産庁の見解を県は認めがたいと。そして、県は独自の考え方を持っている。国と県の間でそごが発生している。これを埋めないでこの訴訟をできるのですか。

○新里勝也農林水産部参事 我々と水産庁の見解が違うというところについて少し説明させていただきたいと思います。我々の考えとしましては、従来から水産庁がよりどころとしております昭和60年の政府見解がございまして、当時の参議院の議員が政府に質問主意書を提出して、それに対して閣議決定をもって政府答弁されたものがございます。少しかいつまんで読み上げてみたいと思いますが、質問が「埋立計画に対して、共同漁業権の一部放棄が漁協総会で議決された場合、共同漁業権は、その決議によって一部消滅するのか。」という質問に対して政府の答弁としましては、「漁業権を変更しようとするときは、漁業法上、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁業協同組合の総会で共同漁業権の一部放棄が議決されたとしても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではない。」ということが1つ。もう一つは、共同漁業権は10年に1度、全国的に切りかえられるのですが、当県でも直近では平成25年に行われています。その際の手続として漁場計画を策定しますが、漁場計画の樹立について水産庁長官から知事宛ての文書がございまして、これは平成24年6月8日付の水産庁長官の文書で、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。という通知を入れながら、内容をピックアップしますと、漁業権の変更についてという欄で「組合の総会の議決を経た上で、事業者との間で漁業権の変更（一部放棄）等を約する旨の契約が交わされる事例が見受けられますが、かかる契約行為はあくまでも当事者間の民事上の問題であり、法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更をされるものではありません。」としております。昭和60年から平成24年の間に、高等裁判所レベルの裁判例もございしますが、水産庁としてはそれを踏まえても平成25年の共同漁業権の一斉切りかえに向けての全国知事宛ての文書の中で、水産庁の見解はこのような内容で示されているものでございます。その後、直近で我々は水産庁に従来の見解と今回の3月に示された通知の見解についての照会を2度にわたって求めましたが、結論のみ回答されまして、我々が照会したものに対する細かい見解の回答は触れられなかったことから、水産庁としては従来の見解を変えていない、さらに国会でも水産庁長官は従来の見解を変えていないという答弁をされているところからして、県としては、我々が解して運用している従来の見解があるべきだという判断のもとに今回こういう対応をさせてもらっているところでございます。

○末松文信委員 水産庁は、これまでの見解が変わったわけではない、沖縄県の解釈が間違っているのではないかという指摘をされています。その点についてはどう考えていますか。

○新里勝也農林水産部参事 我々は今申し上げた根拠をもとに従来の水産庁の見解どおり運用しているということがございます。むしろ、水産庁の見解が変わったのではないかという照会に対して回答がなされていない、そして国会でも変えていないという答弁がされているところから、我々が主張している従来の見解が現時点でも水産庁の見解であるという解釈のもとに運用させてもらっているところがございます。

○末松文信委員 直近の水産庁からの回答といえますか、知事宛てに、このように運用されたいという趣旨の文書が来ていますよね。これを読み上げてもらえませんか。

○新里勝也農林水産部参事 水産庁の見解が示されたものということで、平成29年3月14日付、28水管第2332号、水産庁長官名で知事宛ての文書がございます。件名が「漁業権の一部放棄と岩礁破碎等許可について」ということで、「日頃から、水産行政の推進に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。今般、防衛省より、漁業権の一部放棄及びその場合の岩礁破碎等許可の取扱いについて照会があり、当庁より回答しているところです。各都道府県におかれましても、漁業権の一部放棄及びその場合の岩礁破碎等許可の取扱いについて、誤解のないよう、念のため、同照会及び回答の内容について、別紙のとおり、通知いたします。」というかがみがあり、その後ろに水産庁長官から防衛省整備計画局長宛ての一これも3月14日付ですが、文書がございまして、少し長いので要点だけ確認しますと、「漁業権の設定されている漁場内のうちの一部の区域について、漁業権が、法定の手續である漁業法第31条の規定に基づく組合員の同意及び水産業協同組合法第50条の規定に基づく特別決議を経て放棄された場合、漁業法第22条の規定に基づく漁業権の変更の免許を受けなくても漁業権は消滅し、当該区域は、漁業権の設定されている漁場内に当たらず、岩礁破碎等を行うために許可を受ける必要はないと解される。当庁においては、上記解釈の下、沖縄県漁業調整規則を認可したところであり、沖縄県漁業調整規則の解釈・運用についても、上記の解釈を前提に行われる必要があると考えている。」という水産庁長官名の文書を添付した上で、先ほどの水産庁長官から知事宛ての文書が届いているところがございます。

○末松文信委員 今、読み上げていただいた中でもおわかりのように、この法的手続を経て漁業権の放棄をしたところでは、岩礁破碎手續は必要ないという

ように明言されているわけですね。それをあなた方は否定するのですか。

○新里勝也農林水産部参事 3月14日付の通知を受けまして、我々はその後にいろいろ整理をした上で、水産庁に対して見解を変えたのか、細かいこれこれについてはどのような考え方かという照会を2回したところ、具体的な中身は回答がなされず、結論のみを回答いただいたところですので、先ほど申し上げましたように、政府見解と技術的助言に基づいてそのような解釈をしているところでございます。

○末松文信委員 私が非常に納得できないのはその辺ですが、先ほどから上位法とか、法律の管理運用の話もしておりますが、法律を管理している上級官庁が示した見解を運用する側の沖縄県が、これは理解できないという話はあるのでしょうか。ほかの県でもそういうことがあるのですか。

○新里勝也農林水産部参事 先ほど読み上げさせていただいた3月14日付の水産庁長官名の文書の位置づけですが、我々は内容が変わっていたので重く受けとめて照会したわけですが、平成29年5月24日の沖縄及び北方問題特別委員会の民進党の議員と水産庁の政府参考人との質問のやりとりの中で、この通知の取り扱いについて少し議論になっております。質問が、「水産庁としては見解を変えているわけではない、しかし、沖縄県には許可の取り扱いについて誤解があるのではないか、こういうことで通知を出されたのではないか。」という質問に対して政府参考人からは、「漁業権の一部放棄及びその場合の岩礁破碎等の許可の取り扱いについてでございますが、各都道府県が事務を処理するに当たり誤解の生じないように念のためこういう形で情報提供をしたものでございます。」。この3月14日付の文書については情報提供ということが政府のコメントで出ておりますので、我々としては、水産庁の指導の重みとしては、平成24年の技術的助言の通知を尊重して運用するのが適切だと判断しているところでございます。

○末松文信委員 今の話からしても、法律そのものは変わっていないが、運用に問題があるので指導的に文書を出したという言い方になっているわけですね。そうですか。

○新里勝也農林水産部参事 国会では情報提供と答弁されております。

○末松文信委員 きちんと適正に運用してくださいという趣旨の情報提供ではないですか。

○新里勝也農林水産部参事 これはあくまでも情報提供ということでございますので、我々は重みということからすると、平成24年の技術的助言が重いのかと。それがおかしいということであれば、同様の地方自治法に基づく技術的助言が新しく出されるべきかと考えているところでございます。

○末松文信委員 情報提供ということになっているのでそうかもしれませんが、そもそもの話は沖縄県の取り扱いが間違っているという指摘をしながら、法的手続によって漁業権の放棄をした場合には必要ありませんと明確に言っているわけですよね。それに対して皆さんは不服なのですか。

○新里勝也農林水産部参事 それに疑問があったものですから、水産庁に対し、県はこのように考えているが、これについてはどういう解釈かということについて2度にわたって照会したところ、具体的な内容には一切答えず、おかしいという結論だけの回答でしたので、これについてはやはり水産庁は見解を変えていないという判断のもとに運用させてもらっているところでございます。

○末松文信委員 そうであれば、水産庁が行政訴訟を起こしたらどうなりますか。

○新里勝也農林水産部参事 水産庁が沖縄県を訴えるかどうかについては、我々からはコメントはできないかと思っております。

○末松文信委員 そこを整理しないと裁判はできません。ここが問題なのです。裁判をする理由はそこにあるのです。

○新里勝也農林水産部参事 我々は水産庁ともやりとりをさせてもらっておりまして、まさに水産庁側の情報提供として今回の通知がございました。沖縄県の解釈がおかしいという判断がございましたら、是正の指示とか、地方自治法に基づく地方公共団体に対する指導の権限も水産庁として持っておりますので、そういうことが訴訟になる前にまずは出てくるのではないかと考えております。

○末松文信委員 それでは、皆さんが水産庁の見解を納得できないということですか。納得できないから訴訟を起こすのではないですか。

○新里勝也農林水産部参事 今、水産庁と沖縄県の見解が違うという評価になっているところなので、県としましては水産庁に対して御指導いただきたいということで2度の照会をかけて回答をもらったところ、きちんとした回答がなされていない、かつ国会でも解釈を変えていないという答弁がなされているということの評価せざるを得ないという立場で、先ほどから申し上げている技術的助言等をよりどころとして運用させてもらっているという考え方でございます。

○末松文信委員 先ほど照会した文書に対する回答は結論だけを示したもののことですが、どういう内容になっていますか。

○新里勝也農林水産部参事 見出し等は省きまして、中身の要点を読み上げさせていただきますと思います。「漁業法において、漁業権の変更及び放棄は、明確に書き分けられており、同法第22条において、漁業権者が漁業権を放棄する場合には知事の免許が必要とはされていないところである。また、漁業権者が漁業権を一部放棄することができることは、昭和46年8月9日の衆議院農林水産委員会において水産庁長官から答弁したとおりであり、同旨の見解は複数の裁判例においても示されているところである。貴職が引用されている過去の質問主意書への答弁等については、漁業権の変更に係る説明を行ったものである。貴職においては、これらの見解を踏まえ、漁業権の変更と一部放棄を混同することのないよう適切に対応されたい。」という回答で結論が示されてきているところでございます。

○末松文信委員 何と何が書き分けられているのですか。

○新里勝也農林水産部参事 読み上げましたように、放棄と変更が書き分けられているということでございます。

○末松文信委員 水産庁は沖縄県に対してこれを混同しているのではないかと指摘をしていますが、これは事実ですか。

○新里勝也農林水産部参事 水産庁はそのように指摘していると受けとめてお

りますが、我々の解釈としては漁業法第22条—これは漁業権の分割または変更の部分ですが、漁業権を分割または変更しようとするときは、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならないと。この変更については、先ほど申し上げた技術的助言の中で「変更（一部放棄）」という記載からすると、一部放棄の場合は変更該当すると。片や、漁業法第30条、第31条では、漁業権を分割し、変更し、または放棄しようとするときは、知事の免許は必要ではないと書き分けられているところですが、この場合の放棄というのは、今回の名護漁業協同組合の漁業権に当てはめてみると、共同第5号という国頭村の境界線と宜野座村の境界線の間にある漁業権の水域を全部、免許そのものを返上するときは放棄ということで運用される。ただし、今回の場合、その一部である臨時制限区域の中を放棄するという意味では一部放棄であると。これは従来の水産庁の見解からすると漁業法第22条でいう変更該当するという見解で水産庁はずっと指導してきておりますので、我々としてもそういう解釈のもとに運用しているということでございます。

○末松文信委員 先ほどから議論になっているように、漁業権者が法的手続きをとって漁業権を放棄したところについては、その必要はないという水産庁の見解が間違っているということになるわけですね。

○新里勝也農林水産部参事 先ほどの文書の中にも少し出てきておりましたが、漁業協同組合が法的な手続きをとって決議した場合という言葉の解釈の仕方ですが、我々の解釈としては漁業協同組合が水産業協同組合法に基づいて3分の2以上の同意、そして漁業法第8条で3分の2以上の書面同意という法定の手続きをとって漁業協同組合が議決した場合はそれでよいと水産庁長官が当時の裁判の中でコメントをしたと認識しております。したがって、手続きの話を示した水産庁見解と解されております。

○末松文信委員 先ほどおっしゃったように、法的手続きをして、漁業協同組合は漁業権を放棄したと。その部分については岩礁破碎の手続きは要りませんと水産庁は明確に言っているわけですね。そのことを皆さんは見解が違っているんで、そのことについてはもう一度水産庁に確認するなり、場合によっては国地方係争処理委員会に委ねて、その結果を待ってから訴訟を起こしたらどうなのかと言っているのです。

○謝花喜一郎知事公室長 国と地方は平成11年の地方自治法改正により、対等

・協力の関係になっています。紛争処理は、基本的には国地方係争処理委員会という形の手続をとるようになっております。もし、都道府県、市町村が法令に違反しているということであれば、まずは是正の指示といった手続を行うということです。先ほど来、農林水産部参事が話しているのは、そういった是正の指示といったものがあれば、県としても国地方係争処理委員会などということがありますが、今は国からそういったものがないわけです。情報提供という形のもので、漁業調整規則に基づく漁業権の免許は自治事務ですので、これについては我々で主体的に判断を行うと。自治事務の場合には国においても特に配慮が求められ、国と地方は対等なので、そういった流れの中で作業は進んでいるということです。国からは是正の指示とかがあれば一例えば、岩礁破碎の免許については法定受託事務ですので、この件について沖縄県の解釈が違うということであれば、何らかの是正の指示等があつてしかるべきですが、今の時点でそういったものはないわけです。漁業権の設定につきましては、自治事務として沖縄県に解釈権がありますので、それに基づいて沖縄防衛局に手続を求めましたが応じてもらえないので、差し迫っているということで、差しとめ訴訟をせざるを得ないという流れでございます。

○新里勝也農林水産部参事 先ほど法定の手続ということがありましたが、水産庁からの回答文書の中で取り上げられているものとして、昭和45年の高松地裁判決がございまして、この中で漁業権者が漁業権の変更や放棄に関する意思決定を行う際のことを言っております。水産業協同組合法第50条による特別決議のみでなし得るのか、または特別決議に加えて漁業法第8条の事前の書面同意も必要とするのかということについて、当時の水産庁長官が水産業協同組合法の手続のみでなし得ると発言したものでありまして、漁業権の一部放棄は漁業権の変更に当たるか否かということで水産庁長官が言及したのではないということでございます。

○末松文信委員 この件については平行線になるようですのでこれ以上は言いませんが、一応、提訴をする前提となっている基礎のところ曖昧になっているので、そこはきちんとする必要があるということは指摘しておきたいと思っております。

次に、埋立承認と岩礁破碎は必要不可欠な関係であつて、不可分な関係にあると思っておりますが、これはどうですか。

○新里勝也農林水産部参事 埋立承認に係る法律は別の法律でございまして、

岩礁破碎許可に係る根拠法令としては水産資源保護法、そして沖縄県漁業調整規則が根拠となっておりますので、手続としては別のものと認識しております。

○末松文信委員 別の話というよりも、私が聞いていることは、土木建築部が所管している公有水面埋立法に基づく承認ですので、承認に至るまでのプロセスの中で、庁内において関係部局がそれぞれの法律に基づいていろいろ審査をしてきた結果が承認に至っていると。私はそう認識しているわけです。ですから、岩礁破碎もおのずと必要なことであることは承知していたはずなのです。そういう意味では不可分の関係にあるのではないかと指摘をしているわけです。

○新里勝也農林水産部参事 事業者が行う埋立行為については、当然、岩礁破碎を伴う行為という意味では不可分の行為と考えます。ただ一部、埋立区域より別の外の海域にも岩礁破碎等行為を行う地域があるという意味では、少しずれはあると認識しております。

○末松文信委員 埋立工事のエリアを工事するために、その外側に台船を設置したり、汚濁防止膜を設置したり、それは予想される話ですよ。私はそういうことも含めて不可分の関係にあるでしょうと言っているわけです。

○新里勝也農林水産部参事 基本的には一般論として埋立行為は不可分の行為であると申し上げましたが、埋立区域外で行われる岩礁破碎一先ほどは例外的にヤードの部分を申し上げたつもりですが、そのヤードの部分も含めて、例えば汚濁防止膜を設置するに当たり大きなコンクリートを置いて海底地形を改変する行為があるのであれば、それも当然に岩礁破碎等行為として取り上げて、申請して、許可するという手続は必要かと思っております。当該案件についても、申請の事前調整の段階で埋立区域外でも岩礁破碎のおそれのある行為をする場合は、申請書に全部入れて出してもらいたいという調整のもとにヤードの部分が出てきて、申請に上がって許可したという事実関係がございます。

○末松文信委員 まさにそういうことで、必要であることについて工事を差しとめる意味がどこにあるのかと。私はそこを指摘しておきたいと思えます。

それからもう一つ、サンゴの関係でお話ししたいのですが、これは指摘だけしておきます。サンゴ礁保全の立場から、埋立区域についてサンゴの移植を行うという計画になっているはず。そのサンゴの調査についても申請がされ

ていて、許可が出るのか、出ないのかというようなことがあります。こういったことも埋立事業を進めるに当たって必要不可欠な行為になっているわけです。それはいわゆる不可分の関係にある。このことについて県があえて阻止するという立場で行政を運用するというのは本末転倒だと思っています。ですから、そういうことにならないようにきちんと法律を運用して、行政の立場から一旦承認したものは協力をする。これが普通なのです。今、あなた方の場合はさせないという立場にあるので、非常にやっかいな状態になっています。ですから、そういうことは法律の趣旨に従ってしっかりしていただきたい。させない立場からすると時間がかかって仕方がないし、これは民間だと大変なことです。そういった意味で、今後のことについてぜひ御配慮をお願いしたいと思っています。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今までの質疑を聞いていて、これまでの裁判とごちゃごちゃになっているとか、いろいろなことがあるのではないかと私自身感じています。少し整理する意味で聞きたいのですが、まず乙第9号議案訴えの提起がきょうの審査ですが、もう一度、事件名をきちんと言ってもらえますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今回の訴えの提起に関する事件名は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差しとめ請求事件となっております。

○渡久地修委員 事件の概要を教えてください。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、沖縄県漁業調整規則では漁業権の設定されている漁場において、岩礁破碎等を行う場合には沖縄県知事の許可が必要となっております。沖縄県といたしましては、漁業法の趣旨、それから従来の政府見解や水産庁の技術的助言などに照らして、沖縄防衛局が工事を行っている海域は漁業権が設定されている漁場に当たるものと考えておりまして、再三の行政指導にもかかわらず沖縄防衛局がその手続を行わず、岩礁破碎等の行為が確実な状況になっているということで、今般、差しとめ訴訟を起こすということでございます。

○渡久地修委員 沖縄県は政府や沖縄防衛局に何を求めているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 沖縄防衛局が行おうとしている無許可の岩礁破碎等行為を行わないことを求めています。

○渡久地修委員 要するに今度の裁判は、沖縄県知事の許可なく岩礁破碎等行為を行おうとしているので、そういったことを行わないでくださいと。許可を受けずに岩礁破碎し、あるいは土砂、岩石を採取してはならないということを政府に求めているわけですか。

○謝花喜一郎知事公室長 そのとおりです。

○渡久地修委員 これまで過去に幾つか裁判がありましたよね。あの裁判とは全く関係のない裁判ですか。それとも関連する同じ裁判ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 平成28年度の訴訟は代執行訴訟、抗告訴訟、関与取り消し訴訟、そして不作為の違法確認訴訟であり、いずれも公有水面埋立法に基づく埋立承認の取り消しをめぐる訴訟であります。今回の差しとめ訴訟は、沖縄防衛局による無許可の岩礁破碎等行為が行われることが確実な状況であることから、これをとめるため訴訟を提起するというものでございます。

○渡久地修委員 全く別の裁判ですかと聞いているので、簡潔に教えてください。

○謝花喜一郎知事公室長 別の裁判でございます。

○渡久地修委員 先ほどの和解については前の裁判の和解ですが、この和解というのはどういうことで、今度の裁判との関係はどうなるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 和解条項は、是正の指示の取り消し訴訟に関するものでございます。今回は、差しとめ訴訟に関するものですので全く別のものでございます。

○渡久地修委員 それでは、前の裁判の和解条項に県は縛られるのですか。この和解はどこまで効力が及ぶのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 和解の効力といいますか、我々が最終的に従ったのは最高裁判所の判決でございます。そもそも和解条項の適用場面ではなくなって、最高裁判所の司法の最終判断に従うということで、承認取り消しを取り消したということでございます。

○渡久地修委員 全く別の裁判だということで、結局、土俵が全く違うわけですね。相撲の土俵をボクシングのリングに当てはめなさいということではないかと私自身は感じるのです。この例え話が合っているかどうかは別にして、これは全く別だという点ではどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 全く別物です。

○渡久地修委員 先ほど漁業権の問題で、許可が必要か、必要ないかということがあって、委員からこれは県独自の見解だということがありましたが、私は少し違うと思います。政府の見解は一貫していると思いますが、その辺はどうですか。

○新里勝也農林水産部参事 我々は従来の水産庁の見解をもとに運用してきましたし、今も国の見解に基づいてこの許可制度を運用しているところでございます。

○渡久地修委員 私は、ほかの委員は県の独自の見解だと言っていたが、これは違うのではないかと。水産庁の見解は一貫していると言っているのです。誤解のないように、もう一度お願いします。

○新里勝也農林水産部参事 そのとおりでございます。

○渡久地修委員 5年前は、仲井眞県知事の時代だと思いますが、先ほど引用していた平成24年6月8日の政府の通知、いわゆる技術的助言と皆さんは言っていました、ここでもはっきりしていると思うのです。再度、確認の意味で重要な部分だけ紹介してください。

○新里勝也農林水産部参事 平成24年6月8日の水産庁長官名で沖縄県知事宛ての漁場計画の樹立についてという文書がございます。この文書のかがみの最

後に、「この通知は地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。」と書きながら、「漁業権の変更について」という欄で、「組合の総会の議決を経た上で、事業者との間で漁業権の変更（一部放棄）等を約する旨の契約が交わされる事例が見受けられますが、かかる契約行為はあくまでも当事者間の民事上の問題であり、法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更されるものではありません。」と記載がありまして、これを我々は見解の根拠の一つとしているところであります。

○**渡久地修委員** もう少しわかりやすく説明してほしいのですが、いわゆる漁業協同組合が放棄をしたと言っているのは、あくまでも民事上の問題だというのが1つ。そして、それを変更しようとするときは知事の許可が必要だと。この2つを言っているのですか。

○**新里勝也農林水産部参事** おっしゃるとおり、前段の部分はあくまでも甲と乙との契約上の意思決定をしたというところでございます。後段の部分は、漁業権の変更をする場合は知事の免許が必要だということを一当然に変更されるものではないと示したものだと考えております。

○**渡久地修委員** とにかく甲と乙の民事上の問題だと。漁業権を消滅させるには知事の変更許可が必要だということを、水産庁が5年前、当時の仲井眞県知事の時代に県に通知したわけですね。そして、ずっとこれまで県の水産行政ではそのとおりにやってきているわけですね。

○**新里勝也農林水産部参事** 平成24年にもありますが、10年に1回の免許の前、平成14年—このときには技術的助言ではなく通達ですが、その中でも同じような表現がございまして、沖縄県としましては従前からこのような運用をしているところでございます。

○**渡久地修委員** 沖縄県はそういう立場で一貫してきたということで、水産庁が見解を変えたのかということが問われているわけですね。変えているのですか。

○**新里勝也農林水産部参事** 先ほど申し上げました3月14日付の通知等も踏まえて、水産庁として見解を変えたのかという照会もしました。あと、国会でもそういう議論がございまして、水産庁は見解は変えていないという回答をして

おります。

○**渡久地修委員** 先ほど情報提供とか、いろいろな文書があったということですが、岩礁破碎だけではなく、例えば水産行政や農林行政も含めて、いろいろな問題で国の立場や法律上の見解が変わったりするとき、普通はどういうものが来るのですか。

○**新里勝也農林水産部参事** 今、説明しております水産庁の技術的助言についても地方自治法に基づくものですが、この通知は先ほど申し上げた漁業権の変更の部分だけではなくて、漁業権を免許するに当たってのいろいろな条件とか、漁業の内容や時期などが細かく書かれておりまして、これは10年に1度の大きな仕事をするに当たり国として都道府県にこういう方針で対応してくださいと指導するような文書です。国から都道府県への指導の仕方の事例の一つとしてあるのではないかと考えております。

○**渡久地修委員** 岩礁破碎許可を行うときには、事業者—沖縄防衛局であれ、民間業者であれ、どこであれ、沖縄県知事に申請を出すわけですよね。そして知事が許可すると。今回、辺野古の海域については1度出されていつ切れたのですか。

○**新里勝也農林水産部参事** 許可したのが平成26年8月28日でございます。取り扱い方針の中では3年を最大として許可しておりますので、3年の手前の年度の区切りがいいところということで、平成29年3月31日を許可期限としている状況でございます。

○**渡久地修委員** 今まで沖縄防衛局は申請を出していましたが、なぜ今度は申請を出さないのですか。

○**新里勝也農林水産部参事** ことしの3月31日で期限が切れることを想定し、2月ごろから新たな許可が必要だということで文書で指導したりしてありましたところ、3月中旬ごろの防衛省と水産庁との照会—やりとりがあって、この文書をもとに申請は必要ないというような意思を示し、実際に3月31日を過ぎても申請がなく、今は無許可の状態になっている状況でございます。

○**渡久地修委員** 岩礁破碎許可について、県の立場と水産庁の立場は一貫して

いると。これまで許可申請を出して1回目は許可をした。そして、今回切れたものに対して突然申請をする必要はないと言い出してきたということが事実関係だと思います。沖縄防衛局長が許可がいないと解釈する権限を持っているのですか。

○新里勝也農林水産部参事 当然、岩礁破碎許可は法定受託事務ですが、その運用については本県の海域特性一国内においても非常に特異な特性を持っておりますので、当然、県知事が運用する役割を担っております。事業者としましては、知事に免許をもらうということがございますので、今回、我々に見解を求めずに防衛省を通して水産庁に照会し、それをもとにそういう見解を許認可権者である知事に示してきたというのが事実関係でございます。

○渡久地修委員 先ほど知事公室長がほかの委員の質疑に対して、県と国は対等・協力の関係だと。そして、自治事務の解釈権については地方に配慮するということが当然だと言っていました、これをもう一度詳しく説明してもらえませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、岩礁破碎許可手続については法定受託事務ですが、この前提となる漁業権が設定されている漁場に該当するか否かという漁業権の免許関連事務は自治事務であると。地方自治法では自治事務について、「国は地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。」と規定されております。ですから、我々は県の自主的な判断について、国においても特に配慮をしていただきたいと考えて、漁業権が設定されている漁場に該当するか否かについて、我々は自主的な判断で、免許が必要だということを求めてきたのですが、応じなかったということです。

○渡久地修委員 解釈権は県知事にあるということはとても大事なところだと思いますが、今の法律と条文等を含めてもう一度明確にお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 自治事務の意義は地方自治法第2条第8項にございますが、「この法律において自治事務とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。」ということがまず規定されているということです。漁業権が設定されている漁場に該当するか否かという漁業権の免許関連事務というのは、法令に特に規定がないということで、我々は自治事務

だと考えております。自治事務については、地方自治法第2条第13項に「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。」という規定がありますので、我々は自主的な判断に基づいて漁業権が設定されている漁場に当たるので申請を出すよう行政指導を行ってきたという流れでございます。

○**渡久地修委員** 今までの政府見解は一貫していると。そして、沖縄防衛局長が違うといろいろ突然言い出してきたと。沖縄防衛局長が沖縄県に申請する必要はないと言い、県はきちんと出しなさいという食い違いがあった場合、この法律では解釈する権限は県知事にあるということで理解していいですね。

○**謝花喜一郎知事公室長** 自治事務は地方公共団体が地域の特性に応じて行うということですので、解釈権限は我々にあると考えております。

○**渡久地修委員** 今度の裁判はこれまでの裁判とは全く別の裁判ということと、和解条項とも全く別のもので、土俵が違うということもわかりました。それから、水産庁の見解も一貫しているという点で、きちんと県知事に許可を得なさいというのは当然であり、それに従わないことはやはり違法であって、そこはしっかり是正しないといけませんので、この裁判はしっかり頑張っていたきたいと思っています。

○**仲宗根悟委員長** 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時24分再開

○**仲宗根悟委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮城一郎委員。

○**宮城一郎委員** お尋ねしたいことは結構あったのですが、午前中の末松委員の御質疑の中でクリアになってきたところがあります。水産庁の見解として、平成14年、平成24年の通知の中で一部放棄と変更を同義として捉えている時代と、直近の県への通知ではそうではないということで、県においては非常に困

惑されたのではないかと感じました。その中で、県は2度にわたって変わったと思われるところについて問い合わせをして、返事がない状態。そして、国会の答弁では変わったということではないということで、さらにどうしたらいいのかというところがあると思うのです。そこで、平成24年の一部放棄と変更が同義であるという文書において、技術的助言という言葉と情報提供という言葉が最近出てきた中で、その違いが私もまだ受けとめ切れないところがあって一技術的助言というのは文書の種類なのでしょうか。

○新里勝也農林水産部参事 技術的助言と申しますのは、以前は通達ということで指導するための文書でしたが、地方自治法の改正に伴って国と地方自治体が対等の関係ということで、助言という表現に変わってきているものでございます。条文としては地方自治法第245条の4第1項の規定に基づいて技術的助言を行うという位置づけで、今回のケースについて言えば、漁場計画を樹立するに当たっては、これに注意して業務を進めてくださいという旨の文書でございます。もう一方の文書については、位置づけが少し不明瞭だったので水産庁に問い合わせをしたりしていたのですが、明確になったのは国会で情報提供したものであると水産庁の漁政部長が答弁されておりましたので、そういう位置づけが明らかになったところでございます。

○宮城一郎委員 技術的助言のほかにも文書の種類があるのですか。是正の云々とか、文書の種類によって重さが違うとか、そういうカテゴリーがあれば教えてください。

○新里勝也農林水産部参事 いずれも地方自治法に位置づけられておりますが、先ほど申し上げた技術的助言は第245条の4に基づいてなされるものです。少し強目のものが第245条の5ということで、是正の要求。さらに強くなりまして第245条の6で是正の勧告。もっと強いものが第245条の7で是正の指示と。段階的に強目に指導、指示をしていくというような位置づけが地方自治法の中でなされているところでございます。

○謝花喜一郎知事公室長 少し補足いたします。自治事務と法定受託事務では指示や是正の仕方が違います。自治事務は国においても配慮しなければならないということがありますが、法定受託事務の場合はすぐに指示になります。自治事務の場合には、まずは要求して、それに従わない場合には勧告という流れがございます。一方で、法定受託事務の場合にはすぐに是正の指示を出すこと

ができるということでございます。自治事務と法定受託事務とでは、国の地方に対する事務への配慮に差があるということでございます。

○宮城一郎委員 今回の一部放棄と変更が同義でないという通達は、いずれも是正や勧告、助言というものには当たらない、単純な情報提供ということによるのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 平成24年、平成14年のものは技術的助言でございます。今回の3月14日付の水産庁の文書は情報提供という形で、地方自治法に基づくものではなかったということです。

○宮城一郎委員 ことし5月24日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会で民進党の方がこの件について質問をされていて、先ほどおっしゃられた助言、勧告、是正等々については、地方自治法に基づく各種の関与という表現をされているのですが、関与というのはどういう意味合いを持つのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど来出ておりますように、国と地方が対等・協力の関係になったということで、機関委任事務の時代は通達ということで上から下に命令のような形でしたが、機関委任事務がなくなり、自治事務と法定受託事務—自治事務の場合は、まず要求を行って従わなければ勧告という形で、これは国全体の統一的な行政を行うためのものです。こういった要求、勧告を行って従わない場合には是正の指示という形のもので出て、これに不服がある場合は国地方係争処理委員会で議論を行い、さらに納得できない場合には訴訟という流れになります。

○宮城一郎委員 今回の情報提供と言われる文書は、行政の関与を示している文書なのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 これはあくまでも情報の提供なので、地方自治法に基づく技術的助言にも当たらない、あくまでも情報提供という形の文書でございます。ですから、何らかの関与があれば我々も国地方係争処理委員会なりの対応ができますが、単なる情報提供なので、地方自治法に基づく国と地方が争うための手続には入れないという答弁を差し上げたところでございます。

○宮城一郎委員 それでは、一部放棄と変更が一緒ではないとする関与のない

情報提供の文書と、平成24年に一部放棄と変更が同義であるとする技術的助言の2つの文書があったときに、県としては関与を示す技術的助言の文書のほうに重きを置く立場であるということによろしいでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 関与ではないのですが一対等・協力の関係ではありますが、省庁からの技術的な助言という形で、一定程度の統一的な行政実務を促すものと我々は捉えております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 照屋委員の質疑にもありましたように、漁業協同組合が放棄しているのだから云々ということもあったのですが、辺野古の部分については、キャンプ・シュワブ水域に入っていますよね。キャンプ・シュワブ水域は訓練水域になるわけですから、その部分での補償は名護漁業協同組合の皆さんは受けているのですか。

○新里勝也農林水産部参事 キャンプ・シュワブの訓練施設の周辺には、日米安全保障条約に基づいて立ち入りが制限される水域がございます。これは第1種区域から第2種、第3種、第4種がございます。制限が一番強い区域は、沿岸から50メートルの海岸沿いなのですが、今回の臨時制限区域はそれと同じく強い区域に指定されております。そのかわり漁業を制限するに見合う補償として、沖縄防衛局から名護漁業協同組合と指定漁業者に漁業補償がされております。

○當間盛夫委員 これは今回の一部放棄とダブっているのですか。従来、この水域にあるという中に、今度の一部放棄で上積みされた補償もあるのですか。

○新里勝也農林水産部参事 従来から臨時制限区域は第3種区域の中に入っておりましたので、制限の強弱はありますが、そういう意味では制限されている中で漁業補償がなされていまして。今回、その制限が強くなったということで上乘せされましたが、どの程度の金額が補償されているかについては承知しておりません。

○當間盛夫委員 そのものはあるだろうが、金額等々はわからないと。補償が

どのような形で防衛省から出ているかというのは、皆さんは把握されていないという認識でよろしいですか。

○新里勝也農林水産部参事 名護漁業協同組合に支払われるトータルの金額は承知しておりますが、訓練域ごとの内訳までは承知しておりません。

○當間盛夫委員 名護漁業協同組合に対する部分で、訓練水域を含めて年間でどれぐらいの補償額が出ているのですか。

○新里勝也農林水産部参事 今、補償額の数字が手元にございませんで、後ほど情報提供させていただければと思います。

○當間盛夫委員 補償ですから、1回きりかと思ったりもするのですが、毎年、そういう形で出るのですか。

○新里勝也農林水産部参事 訓練区域はキャンプ・シュワブだけではなく、ホテル・ホテル区域などあちこちにあります。全体としての制限に係る補償なので、訓練区域がある限りは補償されるということで、年に2回に分けて支払われております。

○當間盛夫委員 年に2回、全体的な部分で漁業協同組合等に出ているという認識でいいわけですね。

○新里勝也農林水産部参事 そのとおりでございます。

○當間盛夫委員 毎年ですか。

○新里勝也農林水産部参事 毎年、2回に分けて支払われております。

○當間盛夫委員 今度の訴えの提起について、提出議案の概要に護岸工事に着工し、岩礁破碎等行為を行おうとしているとあります。護岸工事は着工しているとニュースでも聞きましたが、護岸工事で岩礁破碎を行うかもしれないということで訴えることができるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、公有水面埋立承認願書には、工事の内容とし

て一今回はK-9護岸のほうですが、岩礁がございます。そこまで行くのは確実な状況でございます。差しとめの要件の中には、一般的に差しとめとは、いまだなされていないことをしてはならないということがありまして、既に侵害行為自体がなされた後、あるいは、なされていない段階であっても、いまだなされていない将来の行為を予防的に差しとめることを裁判所に求めることは可能だということを弁護士からお伺いしております。

○**當間盛夫委員** 規則の中で、まだ行っていない中でそれを求めるのがわからないのです。工事を進めていく中で、岩礁にさわろうとしていると。現実、岩礁を破壊している中で皆さんに届け出がないから勧告をするということであればわかりますが、まだ何もなくて、対相手とのやりとりがない中で、将来的に彼らがこういうことをしそうだからとめてくれということで裁判に耐え得るのですか。どういう証拠を出すのですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 農林水産部での手続ですが、まず、3月31日の期限が切れる前に許可手続が必要だと。その後、4月1日以降も手続を行ってくださいと言っていますが、水産庁の見解などで出す意思がないということです。その後、農林水産部では水産庁に2度にわたり確認を行った上で、水産庁の見解は従来の見解と異ならないということもあって、県としては岩礁破碎の許可手続が必要だということで、再度、沖縄防衛局に許可手続を求めたわけですが、沖縄防衛局からは明確に手続は行わないという文書が来ました。ですから、これは岩礁破碎等行為が差し迫っていると判断しまして、今回、差しとめ訴訟の訴えの提起に至るということでございます。

○**當間盛夫委員** 岩礁破碎をしているものは何もないですよ。その中で、裁判になったときに、裁判に耐え得るような持ち合わせが皆さんにはあるのですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 先ほど、差しとめの定義の部分でお話ししたのですが、必ず何か侵害行為がなされていなければならないということではなく、なされていない段階であっても、将来の行為を予防的に差しとめることは、差しとめ訴訟の性質上、法律的にも可能だと判断しているということでございます。

○**當間盛夫委員** 僕らが裁判の云々をやりとりしても仕方ないのですが、皆さんの「Q & A B o o k」という冊子の最後のページで、「沖縄県は最高裁判所

で敗訴したのだから、辺野古移設を認めるべきではないのですか。」という問いがあり、「公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等、今後もさまざまな知事の権限にかかわる手続を経る必要があります。」ということですが、今後、公有水面埋立法での知事の権限はどういうものがありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 変更申請やサンゴ類の特別採捕などの申請が出された場合にそれを許可する、しないというようなことなどが考えられます。

○當間盛夫委員 これを見ると、公有水面埋立法の部分はありました。埋立承認の取り消し処分は判決が正しいということで認めて、このことは終わりましたと。そのほか、「〇〇許可（〇〇法）など」とありますが、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則以外に知事の権限としてはどういうものを持ち合わせていますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 公有水面埋立法関係としましては、設計概要の変更承認申請、承認に付した留意事項に基づく事前協議や環境保全に関する事前協議、農林水産部関係としましては、岩礁破碎等の許可、あるいはサンゴを移植する際の造礁サンゴ類の特別採捕許可、陸域の開発を行う場合には林地開発許可が想定されると思っております。

○當間盛夫委員 今、言われているいろいろな権限等々があるのですが、行政ですから、最初はお互いに調整をしながら進めていくのですが、これは常に裁判をしていくのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々は知事の公約であるつくらせないということに基づいて考えておりますが、一方で行政として法令に基づいて適正に審査を行うのは当然のことだと考えております。ですから、我々はありきで物事を進めるといことは考えておりません。きちんと法令に基づいて、必要な手続については先方をお願いをし、指導もしながら手続を踏んでいただけるようにということは一当然、行政としては、行政手続を踏まないといけないだろうと考えております。

○當間盛夫委員 これは翁長知事が公約として挙げた辺野古に基地をつくらせないということもあるでしょうから、自分の持っている権限をフルに生かしていくということはあるかと思いますが、一方で、基地問題というのは対峙する

だけで解決する問題ではないと思います。やはりいろいろな形で膝を交えながら交渉していく中で基地問題を考えないと、お互いいがみ合って対峙するものではありません。ましてや、自衛隊の云々ではなく、アメリカのもろもろもあるわけですから、その辺をしっかりと日本政府と協議をする中での解決の見出し方をしないと、皆さんは訴訟合戦ばかりで解決の方向性からはだんだん離れていっているのではないかと。司法にそのことを求めて、解決の道すら皆さんが閉ざしてきているのではないかという思いもあるのですが、その辺はどうでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 国地方係争処理委員会が出した、この問題は協議で解決するのが一番望ましいというような御意見が、我々にとっても解決の一番早い道筋ではないかと考えているところです。沖縄県も協議を求めたのですが、先の裁判では県が逆に不作為による違法確認訴訟という形で訴えられてしまったということがありました。今回の是正の指示も、委員のおっしゃるように我々としても本意ではないのですが、行政として無許可の行為を放置できないということで、やむを得ず訴えの提起をしているというのが私どもの真意でございます。したがって、今後、あらゆる機会を通して協議を求める姿勢は堅持しながら対応していければと考えているところでございます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 今回、訴えの提起ということで提案されておりますが、もう一度、目的を説明していただけますか。

○謝花喜一郎知事公室長 沖縄県漁業調整規則で、漁業権の設定されている漁場において岩礁破碎等を行う場合には、知事の許可が必要だと。今般、沖縄防衛局は県の再三の行政指導にもかかわらず、無許可の岩礁破碎等行為を行うことが確実な状況になっているということで、沖縄県としては法に基づく行政の観点から、これをとめる必要があるということで訴えの提起に踏み切ることになったということでございます。

○金城勉委員 手続的にはそういうことになるのですが、要するに、知事の政策である辺野古に基地はつくらせないということが大前提にあって、今回の訴訟提起ということなのだと思います。私も辺野古に基地をつくることにつ

いては反対ですし、これ以上の沖縄への基地負担は避けるべきであるという思いを持っているのですが、具体的に実をとるための方策として、この訴訟が得策かどうかということ考えたときに、違法確認訴訟もああいう形で最高裁判所の結論が出ましたし、日本においては砂川判決を振り返ってみてもわかるように、米軍にかかわる司法の判断の仕方は非常に厳しいものがあるのです。そういうことから考えると、今回の岩礁破碎の差しとめ訴訟についても、恐らくは厳しい内容が待ち構えているのではないかという思いがいたします。そういう一つ一つの訴訟の結果がだんだん県の厳しい結果として積み上がっていくと、いよいよ司法の判断は県には厳しい内容なのだという国民世論ができてくるわけです。沖縄県民としては、沖縄県の基地負担の軽減という意味では、国民世論にまでその認識を広げて、軽減に向けて世論で政府をも動かしていこうという方向に向かわないとなかなか難しい局面があるわけです。そういう視点から考えたときに、訴訟を相次いで起こすということが果たして世論を形成するに当たっても、また、もちろん訴訟の結論を県に利するような形で導いていくという可能性においても、非常に厳しいのではないかという思いがするのです。そういうことを見通して考えると、この訴訟合戦が我々県民が望む方向にいくとはなかなか考えづらいと思うのですが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 委員がおっしゃるように、訴訟合戦ではなく協議、そして国民世論に訴えるということは極めて大事だと考えております。ただ、ぜひ御理解いただきたいのは、最高裁判所の判決後、埋立承認が有効であることを前提として法令に基づいて審査を行ってきて、我々からすると岩礁破碎許可はある意味イレギュラーで、省庁間で文書の照会、やりとりがあつて、岩礁破碎許可手続はいらぬという判断に基づいて動いてきているわけです。我々からすると漁業権の設定されている漁場ということで、岩礁破碎許可手続が必要だという点は、法律による行政の立場からするとどうしても必要なところなのです。知事の公約があるからということでそのような見られ方をすることもあると思うのですが、我々としては無許可の行為は放置できないと。これを何とか出してもらいたいということで、我々としても相当努力もしたつもりですが、なかなか聞き入れてもらえないということで、やらざるを得なかったということです。一方で、砂川事件の判決もありましたし、米軍の統治行為論の議論もあるかもしれませんが、あくまでも今回の争点はシンプルだと思っております。漁業権の設定された漁場に当たるか、当たらないか。それを我々は根拠としてやめてくださいという話をしているだけでありまして、このことを裁判でしっかり正当性を主張していくということであれば、国民の方々にも、県が

訴訟を乱発して国をとめようとしているなどということではないことも御理解いただけるのではないかと考えております。我々はあくまでも法令に基づき、やむを得ない形で差しとめ訴訟を起こしたということはぜひ御理解いただければと思っております。

○**金城勉委員** 行政手続の面からの今のお話だということであれば理解もできるのですが、我々が目指すのは沖縄の米軍基地の負担軽減という大前提があり、そこには政治的な要素も非常に大きなかかわりがあるわけです。ですから、そのように一つの訴訟のあり方を次々と詰めていくことによって、一方では国と県との信頼関係がますます壊れていくというジレンマもあるわけです。そうすると、なおのこと基地問題のみならず、さまざまな政策や予算等々にも影響が及んでいくということも、政治は視野に入れなければいけません。そういうところから見たときに、一つの解決へのアプローチの仕方として、今のやり方はどうなのかという思いがあります。知事においても、政府との関係のつくり方、そして、与党とのつくり方等々を含めて、今一度考えるところがあるのではないかと考えています。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○**山川典二委員** 整理の意味で聞きますが、まず、漁業権の定義は何ですか。

○**新里勝也農林水産部参事** 漁業権の定義は今議会でも議論になっているところでございますが、今回も正確を期すために法律の条文を読ませていただきたいと思っております。漁業法第6条に漁業権の定義がございます。第1項、「この法律において漁業権とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。」、第2項、「定置漁業権とは、定置漁業を営む権利をいい、区画漁業権とは、区画漁業を営む権利をいい、共同漁業権とは、共同漁業を営む権利をいう。」、第3項、定置漁業とは、漁具を定置して営む漁業である云々がありまして、第4項で、区画漁業—これは養殖を営む権利となっております。第5項で「共同漁業とは、次に掲げる漁業であって一定の水面を共同に利用して営むものをいう。」と規定され、第1号で第1種共同漁業、第2号で第2種共同漁業等が掲げられているところでございます。

○**山川典二委員** 今回の訴えの提起の部分は、今の幾つかの項目のどこに当た

りますか。

○新里勝也農林水産部参事 第6条第5項でいう共同漁業の部分でございます。

○山川典二委員 今回、県と国の解釈が食い違っているのですが、漁業関連法令などによると、例えば、漁業協同組合の書面による同意—これは漁業法第31条、それから、漁業総会による特別決議—これは水産業協同組合法第50条、これを経て名護漁業協同組合は一部の漁業権を放棄したということで、それによって消滅するという考え方ですよね。私もそう理解しておりますが、県はそれを消滅ではなく変更だと言っております。水産庁に問い合わせをして、水産庁からも一部放棄と変更は混同しないようにというような流れがきています。しかし、皆さんはかたくなに変更だという話をしております。その根拠は何ですか。

○新里勝也農林水産部参事 名護漁業協同組合は共同第5号全体の一部の水域において、共同第5号漁業権の一部消滅という議案を総会で議決しております。それは、共同第5号の一部でございますが、それはいわゆる一部放棄という評価を我々はしております。これまでの政府見解や技術的助言において、一部放棄というのは変更という概念の中で運用すべきということで指導されている。従来の水産庁の見解はそうでしたが、今般、水産庁が示してきたのは漁業法第31条で触れられている共同漁業権を分割し、変更し、または放棄しようとするときは議決のほうでやるということで、放棄は使い分けていると。一部放棄というのは放棄に含まれると解釈するというような意思を示してきております。ただ、我々はその見解について2回照会し、見解を変えたのかと聞いてきましたが、それに対して具体的な説明はないので—情報提供という通知もいただいておりますが、それよりも重い政府で閣議決定された見解や、水産庁の平成24年の技術的助言を変更したという説明は一切ございませんので、その技術的助言で表現されている「変更（一部放棄）」という表現を踏まえて、今回、名護漁業協同組合が意思決定した漁業権の一部放棄については、変更という手続で、漁業法第22条に基づいて知事の免許が必要であると。その免許をしていない現状からすると、漁業権は生きているという認識でございます。

○山川典二委員 今の説明の流れでいくと、水産庁にもう一度この辺の調整をすべきではありませんか。訴えの提起はそれを終えた後でもいいのではないかと

と思います。今、中途半端な状況で行うという一今のタイミングではないような気がするのですが、なぜこのタイミングで訴えの提起をするのですか。もう少し議論を煮詰める必要があるのではないですか。

○新里勝也農林水産部参事 そのために2回照会した中では細かく項目を掲げて見解について御回答いただきたいということで議論したつもりですが、一切具体的な説明はなく、結論だけを文書で示してきたことからすると、再度照会しても同じような回答かと考えざるを得なかったところなので、その辺については御理解いただきたいと思います。

○山川典二委員 理解できません。結論ありきのような文書がありますよね。非常に大きな事案を、なぜあれだけの数行の部分で判断をするのかと思うのです。ましてや、共同第5号漁業権の中の一部の消滅ということで、皆さんは変更だから知事の免許が要ると。しかし、沖縄防衛局の判断は要らないということで、現実的には工事が進んでいるわけです。そういう中で、たった数行の水産庁の結論ありきのような回答で即断をするのかというところが疑問なのです。もう少し突っ込んでいろいろなやりとりをして、分厚い文書が出るぐらいでもいいのではないですか。その中で判断してもおかしくないでしょう。かなり雑な議論の中での訴えの提起の状況だということを懸念しているのです。

○新里勝也農林水産部参事 我々は2度、照会しておりますが、おっしゃるように、水産庁からは結論だけを示した簡単な回答になっております。例えば、4月25日に最初に照会した文書につきましては、枚数からすると10ページぐらい、10項目ほどの照会をしております。2回目の照会についても、項目をさらに細かく13項目に分割して、疑問にお答えいただきたいということで、細かく丁寧に照会させていただいたところがございます。ただ、それに対する回答として結論だけを書いた回答になっているということが1つ。もう一つは、現場で既に着手されて工事が進んでいる中で、沖縄防衛局が岩礁破碎等行為を行うことが確実な状況にあるだろうと。これは、沖縄防衛局みずから平成26年度の岩礁破碎等許可申請の中で、最初の埋立区域の造成に当たって、護岸や中仕切り岸壁の築造のほか、しゅんせつ床掘工により岩礁破碎等行為を行うと記載して申請をしてくれております。そのようなことから、県としては岩礁破碎行為が確実に行われるという判断のもと、今回、訴えの提起という結論になっているということでございます。

○**山川典二委員** 私も資料は全部読んでチェックしておりますが、なぜ照会の項目について一つ一つがっちり議論をしないで、答えないから訴えますというレベルでいくのかと。これは大変大きな問題です。ましてや共同漁業権も一部放棄しているわけです。そこで従事する人たちの権利も放棄して、補償をもらっている中で工事はどんどん進む。しかし、水産庁の見解が違うということがあって、今、議論をしておりますが、議論といってもそこまで突っ込んでいないでしょう。ただの文書のやりとりで、なぜ突っ込んで議論しないのですか。

○**新里勝也農林水産部参事** 我々は水産庁といろいろな業務のかかわりがございまして、通常、こういう文書の照会の前に電話、FAX等のやりとりもしているところですが、この件については一切、電話等の応答はできない状況になっております。そのことから、文書による照会をし始めているところです。もう一つは、この件については国会の中でも何度も取り上げられまして、国としての細かい見解についても議論されているところですが、その中でも水産庁は見解を変えていないということを一貫して答弁されていること、また、詳細な考え方等についてもなかなか我々が理解できるような説明がなされていないということをもって、我々としては、現時点で再度、水産庁に照会をかけても結果は同じだろうという評価の中で判断させてもらっているところでございます。

○**山川典二委員** 朝からの議論や本会議でも堂々めぐりの答弁しか出てきませんが、私は訴えの提起の判断が早かったのではないかと一幾ら連絡がとれないといっても、もう少し県のトップが動けば水産庁の関係者も会って話しませんか。その辺はどうですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 水産庁との関係は農林水産部参事がるる説明したとおりです。我々も防衛省関係者や沖縄防衛局の職員ともいろいろ意見交換をしますが、この部分については結論が出ているという話で、我々としてもこれ以上進展がないと。先方からすると相当な判断の上でのことだということで、事務方としてはどうしようもないということもございます。そういった中で、このままでは岩礁破碎等行為がなされることが確実ということで、提起をせざるを得ないということでございます。

○**山川典二委員** 最高裁判所の判決も出て、仲井眞前知事ときには皆さんの関係者が相当頑張って承認をして、それについて瑕疵があると言って新しい知

事が裁判闘争し、沖縄中の世論を喚起して、結果としては敗訴しましたよね。その事実の責任も大きいのです。その前提の中で、また新たに差しとめ訴訟を行うと。これについては皆さんのお考えですから、別にいいわけです。しかし、政治的な部分とは関係ないという話が知事公室ではありますが、やはり政治的な背景が大きく影響している中での皆さんの非常に苦しい行政の進め方になっていると思います。しかし、今回の訴えの提起が最終本会議で可決され、正式に裁判を起こす。裁判所が受けるかどうかはわかりませんが、仮に受けたとしても、それが進んでいって仮処分申請をして工事がとまる可能性もある。その辺については損害賠償などのいろいろな議論があるわけです。そういうものも、県議会としてももう少し多角的な議論をした中で、行政との詰め合わせもしながら進めていくべきだと思います。県民にとっても、最高裁判所の判決の後だけに、今回の訴えの提起で仮に敗訴しても、また絶対につくらせないという知事の立場でいろいろな裁判闘争をしていくという一いつまでそういう訴訟合戦をするのかと。その辺もしっかりと見ていかないと、あるタイミングで逆に撤回と言うほうが、政治的にも県民の世論を喚起するにもはるかにいいです。このような小手先で行うような段階ではないのではないかと思います。いずれにせよ議論は続きますので、終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、陳情平成28年第39号外51件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、お手元の請願・陳情説明資料に基づき、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願はゼロ件、陳情は継続が38件、新規が14件、合計52件となっております。

まず、継続審査となっております陳情38件につきまして、処理概要に変更があった主な箇所を御説明いたします。

説明資料の34ページをお開きください。

陳情平成28年第167号米軍北部訓練場のヘリパッド建設及び米軍への提供に反対し、米軍機の飛行訓練への使用禁止を求める陳情の項目6につきまして、現場においては、法令の遵守と憲法で保障された表現の自由の両者に配慮することが重要であると考えております。

続きまして、説明資料の37ページをお開きください。

陳情平成28年第173号平成29年度住宅防音工事の予算確保とコンター見直しに関する陳情の2段落目につきまして、沖縄防衛局によると、年度ごとの運用状況が大きく変化する嘉手納飛行場の特殊性を踏まえた適切な騒音コンターを確定させるために、これまでの調査を踏まえて引き続き、防衛省内で念入りに確認することなどが必要と判断したことから、騒音コンター作成業務については、平成29年度以降、検討することとしたとのことであります。

続きまして、説明資料の68ページをお開きください。

陳情第25号在沖米海兵隊の駐留検証に関する陳情の2段落目につきまして、69ページになりますが、県としましては、北朝鮮の問題など日本を取り巻く安全保障環境の変化や、在沖海兵隊の運用実態、訓練の状況等の現状も踏まえ、配備の必要性について整理していきたいと考えております。

続きまして、説明資料の70ページをお開きください。

陳情第27号オスプレイ等の飛行訓練による高江区民の生活権侵害の現状を把握し、オスプレイの飛行禁止を求める陳情、項目1についての2段落目につきまして、71ページになりますが、沖縄防衛局によると、去る7月1日からG地区進入路の舗装整備（砕石）、排水路の整備、ガードレールの設置等を行っており、本年夏ごろの完了を目指し、工事を進めているとのことであります。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の75ページをお開きください。

陳情第43号嘉手納基地から派生する夜間訓練による騒音激化に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1につきましては、陳情第6号項目1から項目3に同じであります。

続きまして、説明資料の76ページをお開きください。

陳情第44号 I U C Nの協力要請を受けるように日本政府に求め、沖縄県が I U C Nに協力を要請することを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

77ページになりますが、項目3につきましては、県は I U C N等の自然保護団体に、日米両政府に対し環境への影響回避や、その取り組みの検証をするなどの協力を要請する書簡を平成29年4月に送付しました。沖縄県としては、 I U C Nによる検証作業が実施される場合は、可能な限り情報提供するなど協力していきたいと考えております。

続きまして、説明資料の78ページをお開きください。

陳情第47号嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練の禁止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び2につきましては、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は周辺住民を初め、県民に多大な不安を与えるものであり、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の常態化は、断じて許すことはできないと考えております。県は、パラシュート降下訓練は例外なく S A C O最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、7月7日に嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会一三連協と連携し、政府に対して、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことなど、米国側と地元の要望を踏まえた協議を行うよう要請したところです。県としては、これ以上、地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないよう、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の80ページをお開きください。

陳情第48号米軍大型車両の小学校通学路への進入に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から項目3につきましては、これまでも町道水釜・大木線では同様の誤進入が繰り返されており、進入禁止の標識設置などの取り組みが行われているにもかかわらずこのような事案が発生することは、遺憾であります。県においては、4月19日に、沖縄防衛局に対して、このような事案が二度と起こらないよう、再発防止に向けた教育の徹底を米軍に対し働きかけるよう強く要請したところであります。県としては米軍の訓練や移動に際しては、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えており、今後とも、関係機関に対し、県民に被害や不安を与えることがないよう、隊員への教育の徹底を強く求めていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の82ページをお開きください。

陳情第49号米軍CH53大型輸送ヘリコプターによるつり下げ訓練の即時中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から項目3につきましては、米側の説明によれば、今回の訓練は提供施設・区域内で実施したとのことではありますが、周辺海域は漁業者が操業する海域であり、施設内にも農業従事者が立ち入りを行っています。また、読谷村では過去に、つり下げ訓練による物資落下事故やパラシュート降下訓練による死亡事故が発生しており、住民感情への十分な配慮が必要と考えております。県はこれまでも米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について要請してきたところです。今後とも引き続き、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協などと連携を図りながら、米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底等について粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の84ページをお開きください。

陳情第50号嘉手納基地での米軍パラシュートの中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び2につきましては、陳情第47号項目1及び2に同じであります。

続きまして、説明資料の86ページをお開きください。

陳情第51号F16戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から項目4につきましては、陳情第6号項目1から項目3に同じであります。

続きまして、説明資料の87ページをお開きください。

陳情第52号たび重なる嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び項目2につきましては、陳情第47号項目1及び2に同じであります。

続きまして、説明資料の89ページをお開きください。

陳情第58号嘉手納基地旧海軍駐機場における航空機使用禁止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び項目2につきましては、旧海軍駐機場については、SACO最終報告に基づき移転が合意され、平成29年の1月に新たな駐機場への移転が実現しましたが、その後、2月にはKC135が、5月にはU2が旧海軍駐機場を使用するなど、SACO最終報告における騒音軽減イニシアチブの趣旨がないがしろにされております。このことは、海軍駐機場の移転により、長年にわたり

昼夜を問わず苦しめられてきた航空機騒音や排気ガスの悪臭被害等が軽減されるとの地元住民の期待を大きく裏切るものであり、強い怒りを禁じ得ません。県は、去る6月5日に、沖縄防衛局に対し、嘉手納飛行場の旧海軍駐機場の使用について、8項目の照会をしました。これに対し、6月16日に、沖縄防衛局から、旧海軍駐機場において米側が引き続き使用する施設は、SACO最終報告の騒音軽減イニシアチブの趣旨にかなう運用として、倉庫及び整備工場として使用されるものと認識していること、旧海軍駐機場の取り扱いに対する日米の見解に相違があるため、現在、日米間において協議を行っているなどの回答がありました。さらに、7月7日には、三連協と連携して政府に対してSACO最終報告の騒音軽減イニシアチブの趣旨に沿って嘉手納飛行場の旧海軍駐機場における航空機の使用を禁止することなど、米国側と地元の要望を踏まえた協議を行うよう要請したところです。

続きまして、説明資料の91ページをお開きください。

陳情第59号F15戦闘機の部品落下事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から項目3につきましては、5月26日に発生したF15の部品落下事故を受けて、県は、米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因及び部品落下場所について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を強く求めました。県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。今後とも、軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の93ページをお開きください。

陳情第60号米空軍兵のひき逃げ事件に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1につきましては、今回の事件で、事故後、必要な救護措置をとらず被害者を現場に放置したことは、決して許されるものではなく、極めて遺憾であります。また、逮捕時に基準値を上回るアルコールが検出されており、仮に飲酒後に運転し、事故を起こしたのであれば極めて悪質な事件であります。謝罪や補償については、被害者の意向に配慮しながら、誠意を持って対応されるべきであると考えております。

項目2及び項目3につきましては、県は、平成29年5月30日に第18航空団、沖縄防衛局、外務省に対し、捜査機関に対する協力と、このような事件が二度と起きないように、隊員教育とより一層の綱紀粛正に万全を期すよう強く求めて

おります。県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、再発防止に向けた取り組みの強化について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の95ページをお開きください。

陳情第79号辺野古新基地建設の中止と普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の提出を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

96ページになりますが、項目1につきましては、普天間飛行場の危険性の除去は、喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。また、県は、辺野古に新基地をつくらせないことを県政の最重要課題として取り組んでおり、政府に対し、普天間飛行場の固定化を避け、県民の理解の得られない辺野古移設案を見直し、県外移設及び早期返還に取り組むよう求めています。

項目2から項目4につきましては、沖縄の米軍基地を本土に引き取ろうという市民運動が、大阪府、福岡県、長崎県、新潟県、東京都で行われております。また、平成28年11月には全国知事会において米軍基地負担に関する研究会が設けられ、在日米軍基地に係る基地負担の状況を広く理解し、共通理解を深めるための取り組みが行われております。県としては、沖縄の基地問題や基地負担の軽減について理解していただき、辺野古新基地建設問題等を通して、日米安全保障の負担のあり方について、改めて日本全国の皆様に考えていただきたいと考えております。

続きまして、説明資料の97ページをお開きください。

陳情第81号東村高江区の米軍被害について積極的な現状把握と対策を行いオスプレイ配備撤回の政策を具体的に実行することを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

98ページになりますが、項目2につきましては、政府は、オスプレイの安全性は確認されているとの見解を出しておりますが、県としては、オスプレイに対する県民の不安は一向に払拭されていないと考えております。県としては、建白書の精神に基づきオスプレイ配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

以上、知事公室の所管に係る陳情52件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

棚原憲実環境企画統括監。

○棚原憲実環境企画統括監 環境部所管の陳情につきまして、御説明いたします。

環境部所管の陳情は、継続11件、新規3件となっております。

初めに、継続11件につきまして、処理概要に変更があった主な箇所を御説明いたします。

説明資料の11ページをごらんください。

陳情平成28年第117号高江ヘリパッド建設に伴う環境破壊への懸念に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

資料13ページをごらんください。

項目4の2段落目後半部分から4段落目につきまして、「平成28年度に沖縄島北部における小型コウモリ類生息実態調査を実施しております。調査の結果、調査対象としたヤンバル地域内の洞窟6カ所全てにおいてコウモリが確認されております。また、米軍基地内を除くヤンバル全域の林道を対象に20本のルートを設定し、ルートセンサス（行動調査）を実施した結果、ヤンバル全域において、コウモリが確認されております。」に修正しております。

そのほかにも、時間の経過に伴う状況の変化等があった部分について修正し、下線を付して表示しておりますが、基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情3件につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の73ページをごらんください。

陳情第31号赤土等流出防止条例に基づく現地立入調査を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3までにつきましては、県では、平成28年8月、9月、11月及び平成29年6月21日に沖縄県赤土等流出防止条例に基づき立入調査を実施しております。直近の立入調査では、N1地区の着陸帯法面については、適切に補修されており、無障害物帯については全面が張り芝等で覆われている状況を確認しました。G地区進入路については、土砂流出防止柵が進入路両側に設置されるなど、事業行為通知書に基づく赤土等流出防止対策が適切に実施されております。なお、事業者である沖縄防衛局によると、G地区仮設進入路に敷設されている砕石については、今後予定されている同地区進入路本工事において路

盤材として再利用せず、盛土材として使用することです。また、N1ゲートに接続する仮設道路の法面については、崩落は確認されませんでした。沖縄防衛局では、崩落することがないように、適宜見回り等を行い、必要な対策を実施することです。県としては、今後も立入調査を実施し、適切な赤土等流出防止対策が講じられているか十分に確認し、必要な指導を行ってまいります。

続きまして、説明資料の76ページをごらんください。

陳情第44号 IUCNの協力要請を受けるように日本政府に求め、沖縄県が IUCNに協力を要請することを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び2につきましては、陳情平成28年第161号項目1及び3に同じであります。

続きまして、説明資料の97ページをごらんください。

陳情第81号東村高江区の米軍被害について積極的な現状把握と対策を行いオスプレイ配備撤回の政策を具体的に実行することを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1につきましては、県では、沖縄防衛局から航空機騒音測定結果を入手するとともに、関係自治体との情報共有を図り、航空機騒音の実態把握に努めております。また、やんばる国立公園区域内でのオスプレイ等米軍航空機の飛行に伴う航空機騒音等調査、ヤンバルクイナなどの希少種調査、小型コウモリ類生息調査において、ヤンバル地域における希少種の生息状況等の把握に努めており、動物等に対する影響の有無を確認しているところです。沖縄県赤土等流出防止条例に基づく立入調査については適宜実施しており、平成29年6月14日の豪雨による赤土等流出についても6月21日に立入調査を行い、当時の気象状況から自然災害に該当すると判断し、6月28日に同条例に基づき、沖縄防衛局から赤土流出の原因及び対策を示した非常時の措置報告書が提出されております。県としましては、生活環境及び自然環境への影響について注視していくとともに、関係自治体と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、環境部所管の陳情について、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、企業局企業技術統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

仲村豊企業技術統括監。

○仲村豊企業技術統括監 企業局関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、企業局に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 企業局企業技術統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁義務教育課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當間正和義務教育課長。

○當間正和義務教育課長 教育委員会関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、教育委員会に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 教育庁義務教育課長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練や、S A C Oで使用禁止が合意された旧海軍駐機場がまた使われていること、あるいはC H 53大型輸送ヘリコプターによるつり下げ訓練、そして、F 16戦闘機も含めてジェット戦闘機の訓練が激増しているという話もあります。沖縄県の暮らし

を守るとか、安心・安全という立場から見ると、負の連鎖と言ってもいいほど次々にいろいろな問題が起こっているのですが、それについて知事公室長の冷静な見解と対応策を陳述してください。

○謝花喜一郎知事公室長 冷静な対応ということですが、これだけ相次ぐと冷静にもなれないぐらいの思いを日々しております。これまで、私どもは米軍の司令官ともいろいろな意見交換を行った上で、信頼関係の構築に努めてきたところでございますが、これだけ相次いで起こると異常としか言いようがないと。どういうところに原因があるのか—北朝鮮問題等が背景にあるのかということもあって、抗議等に行ったときには率直にお聞きするわけですが、そういったことについてはやはり一切お答えできないということです。ただ、こういった事情があるにせよ、特に嘉手納飛行場は極東一とも言われる大規模な基地で、これまでいろいろな問題があるにせよ、地元3市町は一私の口から言うのも上から目線的で恐縮ですが、ある意味、大人の対応といえますか、例えば、空軍司令官の交代式などにも出たりしていたわけですが、ところが、今回のことは容認できないと。忍耐の限度を超えたという強い怒りを持っておりました。いかなることが背景にあらうとも、こういった状態が続くと、我が国との安全保障体制にも影響が出るのではないかとすることは、先般の7月7日の防衛省、外務省への要請のときにも首長の皆さんから口々に話が出たところでございます。米側に対しては、もっと沖縄県民の思いを真摯に受けとめて対応すべきだろうと強く感じているところでございます。

○山川典二委員 司令官の交代式にも不参加しておりますが、それはそれでいいです。ただ、今後具体的にこの問題を解決するためにどういう見解なのかということですか。

○謝花喜一郎知事公室長 まずは2通りあろうかと思えます。現地におきましては、いろいろな変更等もございまして、私のところに就任や退任のあいさつなどがありますが、沖縄の思いを真摯に伝えたいと。沖縄の過去の歴史的な経緯も踏まえて、しっかり御説明させていただきたいと思っております。もう一つは、SACO最終合意が日米合同委員会の中でいろいろ変わってきているという実情もございまして。今般の嘉手納飛行場をめぐるパラシュート降下訓練と旧海軍駐機場の件については、日本政府と我々の見解にそんなに相違はないだろうと。ところが、日米間で認識の違いがあるということが判明しましたので、そういったところのそごがないようにしっかり対応していただくよう、政府に

対しては強く求めているところでございます。

○山川典二委員 細かい部分を具体的にお聞きしたいのですが、嘉手納基地の中に私の友人が三十四、五年勤務しております、その中で今が一番訓練が激しくて、夜間訓練も含めて異常事態だという話があります。嘉手納飛行場の軍用機の離発着回数については、たしか嘉手納町がカウントしていると思うのですが、直近の情報が県にありましたら教えてください。

○金城典和参事兼基地対策課長 今、私の手持ちの資料は、去る7月7日に嘉手納町議会から提供された資料です。例えば、F16戦闘機が来る前と来た後の数字の比較で言いますと、屋良地区では3月18日から5月7日までの51日間の騒音発生回数が2599回、その後、5月8日から6月27日までの51日間の騒音発生回数が3707回、増減としまして1108回の増となっており、前後の対比で1.43倍にふえている状況でございます。

○山川典二委員 F16戦闘機の飛来もあるのですが、この間はF35戦闘機も来ましたね。そして、1.43倍も激増していると。ある意味、驚異的な数字だと思うのですが、これが今後さらにふえるのかどうか。そういった見込みと申しますか、歯どめとなる仕組みのようなものは県としてお考えですか。あるいは、嘉手納町とも相談しながら、そういうことが必要だと思うのですが、いかがですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 先ほど申し上げましたF16戦闘機については、12機程度、コロラド州軍が来ている状況です。最初に来たときの沖縄にいる期間が5月上旬から夏ごろ—7月または8月までこちらにいて、それ以降は州に帰るということが想定されますので、夏以降は騒音発生回数が下がるのではないかと考えております。

○山川典二委員 前にもこの委員会で言いましたが、アメリカ軍は運用の中でアジア太平洋地域でのオペレーションのローテーションがあるのです。そういった情報ぐらひはせめて持つておかないと、ただつけ焼き刃的に騒音がふえたとか何とかではいつまでも解決できませんので、その辺をもう少し冷徹な視点と申しますか、情報をしっかり持つべきではないかということもあわせて聞いているわけですが、その辺は限界があるのですか。限界があればどうするかということも含めて議論したほうがいいでしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 F35戦闘機については岩国基地から来るわけですが、AV8Bハリアーの代替機という話もあります。AV8Bハリアーも嘉手納飛行場等で訓練するという話がこれまであったということは承知しております。ただ、元々嘉手納飛行場に駐機している航空機に加えて外来機の飛来というのは、地元住民からすると負担増にしかならないわけです。ですから、こういったことについては認められないというスタンスですが、米側の訓練の中でいかにして沖縄県民の過重な負担を米側に理解していただくかということについては、やはり相当高いレベルで日本政府からアメリカ政府に対して申し出をしていただかないと、訓練の名のもとに米側は来るわけですから、なかなか厳しいのではないかと考えております。相当の覚悟を持って、日本政府、アメリカ側に対して申し入れる必要があるだろうと考えているところです。

○山川典二委員 知事は、なぜこれに対して具体的にアクションを起こさないのですか。ただ、軍転協と一緒に行ってついでに話すようなことではなく、単独で皆さんが各省庁に行ってもいいではないですか。おっしゃるように、日米の中で日本政府の基地問題に関する問題点は多いです。ですから、もっと積極的にやるべきではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 御指摘をしっかりと受けとめて、我々はしかるべく知事にも先頭に立って要請に行っていただけよう働きかけていきたいと思えます。

○山川典二委員 しっかりやってください。知事はいつもやりますと言ってやりませんので一辺野古埋立問題だけではなく嘉手納飛行場もあるのです。住んでいる皆さんは大変です。これは切実なので、しっかりやってください。我々沖縄・自民党は自民党本部に物申すこともできますので、どんどん活用してください。沖縄県民のために問題解決しなくてはいけないでしょう。いつもこんなことばかりしていても仕方がないのでよろしくお願いします。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 辺野古関連、普天間関連の陳情が幾つも出ておりますので、それに関連して質疑いたします。本会議でも議論になりましたが、普天間飛行場

の辺野古移設に伴って日米で合意した統合計画の話がありました。この統合計画がどういうものか、御説明いただけますか。

○謝花喜一郎知事公室長 平成25年に—3つのパターンがありますが、普天間飛行場につきましては、沖縄において代替施設が提供され次第、返還が可能となる区域のことです。返還区域としては、普天間飛行場、約481ヘクタールを全面返還するというので、返還条件が満たされ、返還のために必要な手続の完了後、2022年度またはその後に返還可能となっております。

○金城勉委員 平成25年に日米の間で沖縄の負担軽減のために返還予定計画についての合意がなされたということですね。最近、話題になっているのは、賛成、反対は別にして、普天間飛行場が辺野古に移れば負担軽減になる、あるいは、普天間飛行場の返還が約束されるという理解できたのが、本会議でのいろいろな議論の中で、それには条件がついているという話がありました。その条件とは、どういうことですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど申し上げた統合計画の中で、返還条件というものが8つございますので、一つ一つ読み上げさせていただきます。1つ目に、「海兵隊飛行場関連施設等のキャンプ・シュワブへの移設」。2つ目に、「海兵隊の航空部隊・司令部機能及び関連施設のキャンプ・シュワブへの移設」。3つ目に、「普天間飛行場の能力の代替に関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、必要に応じ、実施」。4つ目に、「普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善」。5つ目に、「地元住民の生活の質を損じかねない交通渋滞及び関連する諸問題の発生の回避」。6つ目に、「隣接する水域の必要な調整の実施」。7つ目に、「施設の完全な運用上の能力の取得」。最後に、「KC130飛行隊による岩国飛行場の本拠地化」。以上となっております。

○金城勉委員 そういう8つの条件が示されているということなのですが、このことについて、県はいつ把握されましたか。

○謝花喜一郎知事公室長 特に今議会で問題となっていた、普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善という条件が整わなければ、普天間飛行場が返還されないこと

があるという稲田防衛大臣の国会における答弁の中で、我々は初めて認識したということでございます。

○金城勉委員 条件の4点目にそれがあるのですが、平成25年4月に統合計画がつくられているわけです。その中に8条件も明記されているわけです。これを皆さんが把握したのはいつですか。

○謝花喜一郎知事公室長 平成25年4月6日、当時の小野寺防衛大臣が仲井眞前知事と面談しております。その際に小野寺元防衛大臣から統合計画について説明があったわけですが、その主なものは、2022年度またはその後ということ、それから、今回の返還は辺野古移設とリンクしているわけではないということで、普天間飛行場の名護市辺野古移設と嘉手納以南の5施設・区域の返還は関連しないと明言しているという説明に終始しておりまして、今議会で問題となったような民間施設云々という説明はなかったということでございます。

○金城勉委員 なかったと言っても、統合計画全体の中にこれは明記されているわけで、それが今回の議会での質疑で出てきた。あるいは、6月の国会でそういうことが出てきたということですが、あれから4年たっているわけです。その間に、皆さんはこの条件を、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」—統合計画として書面でもらっているはずですが、気づかなかったのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 この部分については何ら説明がなかったということです。この件につきまして、当時の担当者等にも確認しましたが、記載があるのは承知しているが、主に普天間飛行場の辺野古移設の話、そして、リンクしていないという話を中心に、返還条件—キャンプ・シュワブに基地がどういう形でできるのかどうかということに問題意識がいて、条件ということにまで話は及ばなかったと。ですから、そもそも認識はなかったという説明でございます。

○金城勉委員 普天間飛行場のページに、①で返還区域は約481ヘクタールの全面返還、②で返還条件が8項目、③で返還時期がきちんと書いてあるわけですが、私もこれが今議会で話題になったので、取り寄せて資料が手元にあるのですが、4年も前にこれが皆さんにきちんと示されていたが、説明がなかったからわからなかったということでは通らないのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 詳細に御説明いたしますが、まず、統合計画ではどの返還条件が満たされた場合に返還されるのかは明記されていないと。これについて、政府は普天間飛行場の返還について従来どおり普天間飛行場の返還実現のため辺野古への移設を着実に進めていくということを説明し、返還条件については明言していないわけです。そういった説明が一切ない中で、4月にアメリカ政府の監査院の報告書で長い滑走路が必要云々ということが出て、その中で国会で議論がなされて稲田防衛大臣の答弁があり、我々はそれが条件だったということを初めて知って、衝撃を持って受けとめたという答弁をしたところでございます。

○金城勉委員 知事公室長たるものがそんな答弁をしてはいけません。平成25年4月に皆さんは文書として正式に受けているわけですから、あれから4年たって、説明がなかったから知らなかったというのは行政マンとしては言っていけないでしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 説明がなかったものは、説明がなかったとしか言いようがありません。

○金城勉委員 ちょっと待ってください。今、私にけんかを売っているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 失礼しました。この件につきましては、当時の担当者、知事公室長、担当課長に確認をいたしました。そうしたところ、説明もなかったし、そういう説明を受けたという記憶もないという回答でありました。

○金城勉委員 説明があった、なかったという前に、もらった資料に目を通すのは基本中の基本でしょう。それを目を通さなかった、知らなかった、説明がなかったという弁解は通用しません。今になって、これが国会の場で議論になって初めて気づいたというのでは、行政としていかなものかと思います。国会で議論になった3点目の航空自衛隊の新田原基地や築城基地の緊急使用の施設整備というのは、具体的にどういうことですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 返還条件として、新田原基地や築城基地の使用のための改善と書かれておりますが、具体的にどういった形な

のかという説明はございませんので、我々としては具体的内容を把握しているわけではございません。

○金城勉委員 次に、一番重要なポイントである4点目、普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善と書いてありますが、具体的に説明していただけますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 現在、予定されております辺野古新基地での滑走路は、普天間飛行場の2800メートルに比べ、1800メートルということで短くなる計画となっております。辺野古新基地の滑走路1800メートルの長さでは、これまで普天間飛行場が担ってきた固定翼機の緊急発着時に対応できないことから、辺野古新基地建設とは別の長い滑走路が求められているということで、民間施設の使用の改善が返還条件とされたものと考えております。

○金城勉委員 その民間施設の使用の改善という意味は何ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 具体的にどういった形でという説明はございませんが、民間施設が米軍も使用できるように構造などを改善する、あるいは、運用などを改善するということを指しているのではないかと考えております。

○金城勉委員 本会議の代表質問、一般質問でも議論になりました。その後、皆さんは防衛省に具体的にどういう内容なのかという細かなことについての問い合わせはしましたか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましては、一義的には政府において県民に丁寧に説明すべきだと本会議でも答弁いたしましたが一先ほど来、委員から8項目について細かくありますが、このことについて我々自身も全く情報が整理されておりませんので、過去の2プラス2やロードマップなども読み解きながら、どういった形の照会を行うか整理をしたいと考えております。

○金城勉委員 今、堂々と答弁していますが、もう少し恥ずかしげに答弁したほうがいいです。4年間の経過もあるし、しかも日常的に基地問題というのは沖縄県政の一番重要なテーマではないですか。それについて勉強もしていない。

渡された資料さえ目も通していない。話題になった後も問い合わせをしていない。知事公室はこんなていたらくだいいのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 繰り返しになって恐縮ですが、この部分については我々も大変重要視しておりますので、過去の経緯や内容などを詳細に把握し、質問項目も含めて検討した上で省庁には照会する必要があるだろうと考えているところでございます。

○金城勉委員 6月6日と15日に参議院の外交防衛委員会でこのことが議論になりました。その議論の中身をかいつまんで説明していただけますか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、6月6日の参議院の外交防衛委員会の議事録でございます。読み上げる形で答弁にかえさせていただきたいのですが、「普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善が普天間飛行場の返還条件とされておりますが、現時点で、この点について具体的に決まったものがあるわけではありません。というふうに文書が出ています。この場で別の議員が、同時進行であっても返還条件が整わなければ普天間飛行場は返還されないのかという質問に対して、防衛省は、そういう理解ですと答えました。これは間違いありません。」という質問をしております。それに対して、防衛大臣から「普天間飛行場の返還のためには、緊急時における民間施設の使用の改善を含む返還条件が満たされる必要があるということ述べたものでございます。仮に、この点について今後米側との具体的な協議やその内容に基づく調整が整わない、このようなことがあれば、返還条件が整わず、普天間飛行場の返還がなされないこととなりますけれども、防衛省としては、そのようなことがないよう、返還条件が満たされ、普天間飛行場の返還の実現の支障とならないように対応していく考えでございます。」と答えております。そして、6月15日のものですが、大体似たような質問がございまして、藤田議員から「緊急時における民間施設の使用の改善について、現時点で具体的な内容に決まったものがないため、米側との間で協議、調整をしていくこととしておりますと。」「今後アメリカ側との具体的な協議やその内容に基づく調整が整わない、このようなことがあれば、返還条件が整わず、普天間飛行場の返還がなされないこととなりますと、つまり、これは、辺野古の新基地が建設されても、アメリカ側との調整が整わなければ普天間基地は返還されないということで間違いございませんですね。」という質問に対して、「6月6日の当委員会でも申し上げましたように、米側との具

体的な協議、またその内容の調整が整わない、このようなことがあれば、返還条件が整わず、返還がなされないことになってしまいますけれども、そういったことがないようにしっかりと対応していくということでございます。」とお答えしております。

○金城勉委員　そうでしょう。だからこそ、平成25年4月に小野寺元防衛大臣が来たときに説明を受けて、統合計画の内容の資料をもらって、そのときにきちんと精査をして、どこが返還され、返還されるに当たってどういう条件がついている。これは大変だ、問題だということで、国との交渉や、やり直しということが行動として起こってくるはずなのです。しかし、皆さんはそれを見逃してしまって、4年たった今—しかも、自分たちでは気づかずに国会の議論の中からマスコミを通してわかったということは、大変な責任があります。その時点であれば、とんでもない条件ではないかと。やり直せという話にも発展するわけでしょう。私も今の議事録を持っていますが、その議員の条件が整わなければ普天間飛行場は返還されないのですね、という質問に対して、防衛大臣はそのとおりだと。ただ、条件が整えられるように努力はしますという趣旨なのです。日米間の2プラス2においても、日米合同委員会においても、過去の例が示すように日本側は常にアメリカ側に押し切られているというのがこれまでの慣例なのです。それだけに、平成25年4月にこれをもらった時点で県は気づいて、とんでもない条件がついているということをむしろ県民、国民世論に訴えて、これを見直すべきとして、何のための辺野古移設かと。ましてこの時点で—平成25年4月ですから、その年の12月に安倍総理大臣と仲井眞前知事は普天間飛行場の5年以内の閉鎖を初め、4項目の合意をしたわけでしょう。こういう条件がある中で、その年の12月に4項目の合意が総理大臣と知事の中でできたということも、この条件を前提にすれば、いかにむなしいものであるかということに気づくはずです。ですから、皆さんの責任は非常に重いです。政府は、普天間飛行場の危険性除去のためには辺野古移設やむなしということできずずっと言い続けて県民を説得してきたわけでしょう。しかし、条件が付されていて、この条件が整わなければ、例え辺野古埋立ができて普天間飛行場は返還されないということになると、それこそとんでもない話です。そういう意味では、むしろ議論があった時点で防衛省に飛んでいって、真偽を確かめて、どうするのかというぐらいの行動があつてしかるべきだったと思うのですが、きょうに至るまで何もない。これは大変なことだと思います。ですから、執行部だけではなく、県議会としても真偽を確認するという行動は必要だと思います。実際はどうなのですかということ、米軍基地関係特別委員会として議論を諮

って、しかるべき対応をとるべきではないかと思うのですが、委員長、どうですか。

○仲宗根悟委員長 その件についてはお預かりして、後ほど協議しましょう。

○金城勉委員 この件は委員長に取り計らいをお願いします。

次に、陳情第58号嘉手納基地旧海軍駐機場における航空機使用禁止を求める陳情ですが、旧海軍駐機場の移転を合意したのはいつですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 平成8年のSACO合意でございます。

○金城勉委員 嘉手納町から沖縄市へ移転するということが合意されているわけですから、当然、嘉手納町にも沖縄市にも了解をとらなくてはいけなかったはずですが、その調整が整ったのはいつか—これは仲宗根市長になってからだと思います。当時の宮城町長と仲宗根市長の間でお互いに合意ができて、事を運んできたと思います。そのときの条件として、駐機場を嘉手納町から沖縄市に移し、従来の駐機場はどのようになるという内容の取り決め、あるいは確認についてはわかりますか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回、要請に同行した當山嘉手納町長のお話ですが、当時の空軍司令官から整備場、倉庫として使われるという説明を受けたということでございます。

○金城勉委員 我々もそのように聞いております。それから、パラシュート降下訓練については、どういう合意がなされて今日に至っておりますか。

○謝花喜一郎知事公室長 読谷補助飛行場で行われていたパラシュート降下訓練は、伊江島補助飛行場に移すという合意がなされたところです。

○金城勉委員 これも約束違反です。駐機場の問題にしても、パラシュート降下訓練の問題にしても、国に対して県も県議会ももう一度、約束が違うではないかということはきちんと伝えなくてはいけないと思います。

次に、米軍関連のものに常について回る、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定—地位協定の問題です。地位協定については、

平成12年の稲嶺県政のときに見直し案ができましたが、それ以来、進んでいません。県としては、地位協定の見直しについて考えていることがあると聞いているのですが、その内容を御説明いただけますか。

○謝花喜一郎知事公室長 6月定例会開会中に県議会の議員の皆様にも何とかお時間をとっていただいて御説明させていただければと思っておりますが、平成12年からは十六、七年たっていて、この間、さまざまな事件・事故等が起こっているということがございます。そういったことから、平成29年の要請は平成12年以降に起こった事件・事故、また、環境補足協定の議論などもございました。そういったものも含めて、新たな現状と課題、沖縄県の考え方、沖縄県の要請という形でわかりやすく再整理をして、それを日米両政府に対して要請したいと考えているところでございます。

○金城勉委員 これは平成12年の見直し案に基づくものですか。それとも、新たにつくりかえたものですか。

○謝花喜一郎知事公室長 ベースは平成12年のものを考えておりますが、今般、軍属の事件があり、コントラクターの見直しという補足協定の話がございましたので、そういったものは第1条関係ということで新たに追加して要請項目に入れさせていただいているということでございます。

○金城勉委員 公明党としてもワーキングチームの要請を官邸にしましたが、その中の一つとして地位協定の見直しを入れたのです。特に第17条5(c)の問題について、運用の改善の合意以来、起訴前の身柄の引き渡しの実績が5件あって、5件も実績があるのだから、本文に明記してもいいのではないかとということを提案しました。その要請に至るまでの間に、事前に外務省とのすり合わせも国会議員にしてもらった経緯があります。ですから、トータルとして地位協定をこれだけ見直してほしいとなると、結局、平成12年のケースと同じように何も動かないということになるのではないかと思うのです。ですから、まず象徴的なものを1つ、本文に見直しをさせるという努力が、ひいては次への展開につながるのではないかという思いがするのですが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 委員がおっしゃったようなものは、着実に地位協定の見直しを勝ち取るという観点から一つの方法だと思っております。さまざまな部分がございますが、第1条関係、第3条関係、第17条関係、その内容的に

も濃淡があると考えておりますので、その中でも特にということがあれば、そういう形でお話しすることは可能だと思いますが、それぞれの分野の方々からの意見も聞いた上のものなので、これはこれとして全体として出させていただく。ただ、特にどういうことかと言った場合、こういうことだということを書き入れすることができればと思っております。テーブルには全て乗せていただく必要があると思っております。

○金城勉委員 そういう手法では少しハードルが高い気がしますが、頑張りたいと思います。

最後に、陳情第79号「辺野古新基地建設の中止と普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする」意見書の提出を求める陳情にもあるのですが、沖縄の基地負担の軽減に向けて国民世論を喚起しなくてはいけないと。処理方針にも書いてあるように、基地の引き取りを本土でという動きも各地であるやに聞いておりますが、先ほども言ったように、法廷闘争も必要に応じてせざるを得ないかもしれませんが、やはり効果を出さしめるためには国民世論をどう喚起するかということが非常に重要なことで、去年12月の最高裁判所の判決が出てしまって、あれは片づいたものと国民世論は見ているのではないかと思うのです。そういう意味では、裁判を提起して、負けてしぼんでいくよりも、国民世論をどう喚起していくかというところも視点として持つべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほどの乙号議案のときにも答弁させていただいたのですが、この視点は我々も重要だと考えております。そういった中で、沖縄県の実情、米軍基地の形成過程、歴史的な分野、現状がどうなっているか、辺野古の問題—これは最高裁判所の関係もありますが、どういった考えかということを知りやすくパンフレットにしたと。これは米側向けにも同じようなものと考えております。殊さらに辺野古の問題に関しては最高裁判所の判決で敗訴したとか、和解条項の話もございます。そういったことについては、辺野古の最新情報という形で沖縄県のホームページからわかりやすく入れるようにアップしております。いずれにしても、県民も含めて、県外や海外の多くの方々に、沖縄県の米軍基地の実情を、正確に誤解なく理解していただけるよう取り組む努力はこれからも行っていきたいと考えております。

○金城勉委員 知事はオール沖縄をバックにしてこれまでいろいろ取り組みをしてきましたが、最近はオール沖縄イコール共産党になっているのではないかと

という印象を持ってしまっていて、そういうイメージがついてくると、知事がやることなすこと、そういうカラーがイメージとしてできているのではないかと思うのです。そういう意味でも、そこから脱皮できるかどうかということが、今後、知事が実りある成果を勝ち取れるか否か、大きな視点になると思います。その辺はぜひ知事にも報告をして議論していただきたいのですが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 こういった議論があったということは何らかの形でお伝えできればと思っております。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

午後 3 時 25 分 休憩

午後 3 時 41 分 再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情ほか、辺野古の問題で聞きますが、先ほどからあります条件つき—いわゆる辺野古新基地ができて、滑走路が短いから普天間飛行場はそのまま継続使用し、民間空港も使うということが出てきたと。これが沖縄県民に衝撃を与えていて、辺野古新基地ができたなら普天間飛行場は返されると思っていた県民もたくさんいると。あるいは前の県知事も含めて、県もそういう認識だったと理解していいのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 平成25年4月6日に当時の小野寺防衛大臣と仲井眞前知事が会談した際に、嘉手納以南の返還計画と返還地という27ページに及ぶ統合計画の説明を受けているわけですが、その説明の大部分が、普天間飛行場に関しては辺野古移設はあるが、ほかの施設に辺野古のことは入っていないというようなことに終始していて、普天間飛行場の進捗状況と、ほかの施設がリンクするものではないという説明があって、仲井眞前知事からは、期間が20年以降とされたことに長過ぎるというような話があったと。それに対して防衛大臣から、文化財調査等のこともあるので少し幅を持たせているのだというよう

な説明があり、これで説明は終わっているということでございまして、我々としては、その後、整わなければ返還されないことがあるということは初めて知ったということです。

○渡久地修委員　ということは、県も県民もだまされていたということになるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長　代替施設ができれば普天間飛行場は返還されると。代替施設の建設が唯一の解決策だという説明があったことからすると、返還条件がクリアされなければ返還されない場合があり得るという大臣の発言は、ある意味、我々としては衝撃であったということです。

○渡久地修委員　辺野古新基地建設については、絶対反対だという人も、あそこは仕方ないという人もいますので、その是非は置いておいても、政府が辺野古唯一として普天間飛行場を返すと言ってきたことが違っていたということになってきているわけですね。ということは、前知事が承認したこと自体が大きな間違いであったということになりませんか。

○謝花喜一郎知事公室長　これが間違いだったかどうかということはよく議論しないといけないと思いますが、少なくとも1号要件のところで議論として検討しなければならない可能性は出てきていると思っております。

○渡久地修委員　最近こういうことが出てきて、知事も衝撃を受けたと。これは県民もみんな衝撃を受けたと思うのです。先ほど質疑した金城委員も含めて、本当に腹が立っていると思います。ですから、この承認は間違っていたと指摘しておきたいと思います。本会議でも聞きましたが、民間空港の使用についても書いていますよね。この民間空港はどこかということを変更して教えてください。

○謝花喜一郎知事公室長　民間空港の緊急時の使用改善ということはあるのですが、統合計画では明らかにされておられません。

○渡久地修委員　要するに、民間空港の名前は明記されていないのですよね。

○謝花喜一郎知事公室長　明記されておられません。

○渡久地修委員 米政府監査院—G A Oの報告書ではどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 G A Oの報告書では、日本政府は、国防総省に対し12の選択肢のうち1カ所を県内で提示したと記載されておりますが、どの施設を指すかについては明らかにされておられません。

○渡久地修委員 沖縄本島内の民間空港はどこですか。

○謝花喜一郎知事公室長 普天間飛行場と比較した場合、現在、那覇空港が滑走路3000メートル、増設分が2700メートルなので、沖縄本島内の民間空港というと那覇空港だけだと思っております。

○渡久地修委員 ことしのG A Oの報告と、今、述べられたようなことから、これは那覇空港ではないかと理解していいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 明示されてはおりませんが、渡久地委員の質疑へのお答えではそういう形になります。

○渡久地修委員 G A Oの1998年3月2日付の報告書に那覇空港と明記されているのです。報告書の39ページに、那覇国際空港は米軍機の緊急着陸滑走路として利用可能だということをアメリカは既に出しているわけです。それは皆さん知っていましたか。

○謝花喜一郎知事公室長 私は承知しておりませんでした。

○渡久地修委員 皆さんも資料を入手してください。既に1998年にこのことが米政府監査院の報告書にもあるのです。日米共同声明などにたびたび民間空港ということが出てきたので、平成21年と平成23年に本会議で質疑したのです。那覇空港が使われる可能性があるということなので—これは推察の域ではないと思います。那覇空港を米軍が利用することは可能だということがG A Oの報告書に明確に書かれているわけです。それが統合計画になり、S A C Oにも結びついているわけです。ですから、那覇空港は絶対に使わせないという点は明確にして、先ほど言ったように埋立承認自体がどうだったのかということを一私は間違いだったと思うのですが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 那覇空港の使用に関しては、本会議で知事が答弁しているところです。埋立承認自体が間違いであったかどうかについては、これから検討・精査する必要があるだろうと考えております。

○渡久地修委員 1998年のG A Oの報告書は急いで取り寄せて、直ちに事実かどうか確認してください。

○謝花喜一郎知事公室長 取り寄せてみたいと思います。

○渡久地修委員 本当にとんでもないことだと思いますので、この問題は県議会としても絶対に看過できません。皆さん方も今までの事態と全然違うということで、辺野古新基地建設と普天間飛行場の閉鎖の問題は今までの流れからガラッと変わって、基地の新たな負担増加そのものでしかないので、再度、県庁を挙げて対策を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 この問題はしっかり確認することが必要だろうと考えております。

○渡久地修委員 次に、陳情平成28年第117号高江ヘリパッド建設に伴う環境破壊への懸念に関する陳情、陳情第81号東村高江区の米軍被害について積極的な現状把握と対策を行いオスプレイ配備撤回の政策を具体的に実行することを求める陳情の中で、コウモリの調査の件が書いてあるのですが、共産党県議団の調査ではオスプレイが飛んだときにいなくなったわけです。それは本会議でも委員会でも質疑したのですが、皆さんも調査をしているということで、その調査結果、途中経過でもいいので報告してください。

○棚原憲実環境企画統括監 オスプレイによるコウモリ類への影響について御指摘がありましたので、県としましても昨年8月にヤンバル地域にどれだけ分布しているのかと。コウモリにつきましては非常に情報が少ないということがありまして—5種類のコウモリについては過去に報告があるのですが、今回は主に4種類の小型コウモリについて分布調査を実施しました。処理方針にも記載してありますように、過去にコウモリがいたという6カ所の洞窟について再度調査を実施したところ、6カ所全てにおいて、いまだコウモリは確認されていると。それから、ルートセンサスとして、ルートを決めてコウモリの調査を

実施したところ、調査地域の全体にわたってコウモリ類は確認されているということで、現時点で生息は確認されています。しかし、オスプレイなども含めて、航空機の騒音による影響で過去と比べて増減しているのかということについては、情報が不足している状況にあります。委員がおっしゃっていたオリオオコウモリにつきましては、以前は準絶滅危惧種という形で、かなり少ないのではないかと言われていたのですが、近年は数がかなり増加しているという報告もありまして、今、詳細な調査については実施していない状況でございます。

○渡久地修委員 オリオオコウモリを調査から外しているのは、絶滅危惧種かどうかということからなのですか。今ここで大事なのは、オスプレイの低周波音が人体に与える影響、動植物に与える影響が大変だと指摘されているので、その調査を我々は求めているわけです。たくさんいるから調査しないということではおかしいと思います。なぜオリオオコウモリを外したのか不思議でたまらないわけです。私たちが宜野湾市、宜野座村城原区、東村高江区を調査したときには、オスプレイが来る前はオリオオコウモリがたくさん飛んでいて、バンシルーも被害を受けていた。ところが、オスプレイが飛んできたら来なくなったという報告があったわけです。東村高江区もそうでした。物すごくたくさんいたが、オスプレイが連日飛ぶようになっていなくなったと。オスプレイが訓練を一時中止した時期には戻ってきていたと言うわけです。ですから、こういう調査をしないと航空機騒音、低周波音との関係では余り調査にならないのではないですか。

○棚原憲実環境企画統括監 我々もヤンバル地域で実際にオスプレイが飛んでいるときの騒音測定を試みているのですが、なかなか飛行ルートや時間などの連絡がなく把握もできないという中で、飛んだ瞬間に動物に対してどのような影響を与えるかというのは、その手法も含めて今すぐには対応が難しい状況です。そのかわりに地元の方々への聞き取りなどで情報収集に努めている段階です。

○渡久地修委員 いろいろな調査の方法はありますが、一番いいのは地元の区長などコウモリがたくさんいる区域では、オスプレイが飛んだとき、あるいは連日訓練したときはいなくなったと我々に証言しているのです。また、オスプレイの訓練がとまったときには戻ってきていたと。これは明らかな証拠だと思います。それをぜひ県としても調査してください。

次に、陳情第43号嘉手納基地から派生する夜間訓練による騒音激化に関する陳情ほか、嘉手納飛行場に関しては爆音がふえているという問題があるのですが、これは外来機が飛んできて爆音をまき散らしていると。その一番の理由は何ですか。なぜ外来機は来るのですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 我々が在沖米軍に確認したところ、太平洋軍の地域安全保障計画—T S Pを支援するためであると。その地域安全保障計画による展開は、災害救助、全地球的状况把握、海賊対処、積極的防衛及び戦力投入を含むさまざまな運用を遂行する部隊を太平洋軍に提供することを目的としているとのことであります。

○渡久地修委員 米軍の言い分を聞いているのではなく、なぜこんなに外来機が沖縄に飛来するのかについて、県の認識を聞いているのです。

○謝花喜一郎知事公室長 沖縄には沖縄本島、離島を含めて広大な訓練空域が存在することが一番大きな理由かと思っております。

○渡久地修委員 そこだと思えます。訓練空域があるから、嘉手納飛行場に来たり、普天間飛行場に来たりして、騒音が激化するわけです。そして、射爆撃場で実弾訓練まで行っていると。アメリカ本国からも来るし、日本本土からも来るし、韓国からも来ると言われてるし、また、州軍まで来ると。本当にやりたい放題です。そういう意味では、県議会で訓練空域を廃止すべきだという意見書も上げないといけないのではないかと思うのですが、どうですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 訓練空域の県としての要望は、軍転協で返還を求めている場所がございます。鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場については返還を求めている状況でございます。

○渡久地修委員 県として、久米島射爆撃場と鳥島射爆撃場は全面返還を求めているということですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 鳥島射爆撃場については長年の実弾射爆訓練によって島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題があると。それから、漁業の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全するため、2つの射爆撃場の返還を求めている状況でございます。

○渡久地修委員 このような嘉手納飛行場のひどい実態を見ると、やはり訓練空域があるからだと思うのです。ですから、これを返還するように求めるべきだと思います。

それから、第18航空団司令官の交代式に三連協は欠席したと。県はどうしましたか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回の一連の米軍の対応は決して容認できないということで、どなたも出席いたしませんでした。

○渡久地修委員 旧海軍駐機場の問題やパラシュート降下訓練、外来機の問題など、ひどいことが続いているのですが、司令官の交代式の欠席というだけで済むのですか。これからどんな対応をするのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 特に今回のものは嘉手納基地の空軍絡みなので、司令官等へ沖縄県の実情をしっかりと説明することが大事かと考えております。そういった中で、総領事も含めて沖縄県の懸念は十分に伝えております。今回も外務省、防衛省に対しては結構厳しい対応をしてきたと思っております。しっかりと米側にその辺の認識を日本政府から伝えていただけるように我々も注視しているところでございます。

○渡久地修委員 ここまでひどくなっているのです、県としてもいろいろな行動をとらないといけないと思います。県民運動も起こったりしますが、県民運動任せではだめだと思います。県は県として、どのような対応ができるのか検討してもらえませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 しっかりと検討しなければならないことだと十分認識しております。

○渡久地修委員 それから、訓練空域でF35戦闘機が空中給油をしたという報道がありましたが、県は認識していますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 通常は沖縄防衛局から通報があるのですが、そういった通報はなかったということです。ただ、米軍のホームページでF35戦闘機に空中給油を行ったという記事が載っているのは確認しております。

○渡久地修委員 県はF35戦闘機の嘉手納飛行場への飛来や沖縄の訓練空域での訓練を容認するのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 外来機、常駐機にかかわらず、これ以上、地元の負担増につながってはならないというのが県の認識でございます。

○渡久地修委員 陳情第79号「辺野古新基地建設の中止と普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする」意見書の提出を求める陳情について、運用停止といった場合、約束の平成31年2月末は、きょうからあと何日になりますか。政府が約束した日まであと597日なのです。この約束を破っているということで済ましてはいけません。これは県議会の全会一致の決議でもあるので、共通認識になるように残歴板を設置することを含めて、運用停止に向けてもっと県が先頭に立って取り組んでください。これからどんな取り組みをしますか。

○謝花喜一郎知事公室長 普天間飛行場の負担軽減につきましては作業部会、協議会がございますので、そういった中でしっかりと求めていくところでございます。

○渡久地修委員 この陳情の記の1は、辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、米軍普天間基地を運用停止にすることということで、まずは要らないということなのですが、それでも必要というのであれば、辺野古だけと言わずに全国で議論してほしいということだと思っております。皆さん方が知事会などで全国の認識にする努力という点では、もっとやらないといけないという指摘は当たっていると思います。全国の認識にするには、我々も含めてもっと努力しなければいけないと思いますが、県はこれから全国民の認識にしていくという点でどういうことを考えていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 全国知事会でもようやく研究会が立ち上がりましたし、その中で沖縄県がつくったQ&Aについてもお配りして、徐々にではありますが、誤解がなくなり理解が深まって来つつあると思います。ただ、この問題を国民が一人一人の問題として認識するためには、沖縄県はもっと努力しなければいけないと思っております。この件について、ITを活用した情報の発信のあり方等を検討しているところでございます。

○渡久地修委員 ぜひもっと積極的にお願いします。

最後に、陳情第81号東村高江区の米軍被害について積極的な現状把握と対策を行いオスプレイ配備撤回の政策を具体的に実行することを求める陳情ですが、オスプレイが墜落して、東村高江区の区民や宜野座村城原区、普天間飛行場周辺の人たちの恐怖感はすごいものがあると思います。県もその恐怖感についてはしっかりと受けとめる必要があると思うのですが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 この恐怖感というのは、オスプレイに限らず、県内ではこれまでさまざまな航空機関連の事故があったわけなので、県民の深層心理には物すごい思いがあると認識しているところです。

○渡久地修委員 東村高江区、宜野座村城原区、普天間飛行場を含めて、県としてもしっかりと騒音の測定をもう測定しているのか、それとも沖縄防衛局頼みなのか。オスプレイの騒音測定についてはもっと詳しく、しっかりと測定してほしいと思うのですが、どうですか。

○棚原憲実環境企画統括監 今、県においては、嘉手納飛行場、普天間飛行場という大規模なところについて実施しております。もう1点、低周波音につきましては、特にオスプレイによる影響が懸念されておりますので、現在、自動の映像撮影装置も含めて調査を継続しているところです。低周波音につきましても、引き続き情報収集を行っていきたいと考えております。

○渡久地修委員 これは県が行っているのですか。もしそうであれば、具体的にどこに何機、どのように測定されているのですか。

○棚原憲実環境企画統括監 県が設置しておりますのは、嘉手納飛行場周辺で21局中8局、普天間飛行場周辺で15局中7局、那覇空港周辺で5局中4局を沖縄県で設置しております。そのうち、低周波音につきましては普天間飛行場周辺の4カ所で自動測定装置によりデータを収集しております。

○渡久地修委員 今の報告を聞くと、県としては東村高江区と宜野座村城原区では測定していないのですか。

○棚原憲実環境企画統括監 騒音測定につきましては、原則として施設を提供

している国において実施すべきだと思っております。先ほど言いましたように、県が実施しているのは嘉手納飛行場、普天間飛行場、市町村が広域にわたるところや、環境基準をオーバーしているようなところにつきましては、県が継続して実施しております。そのほか、伊江村や名護市は独自で設置しております、それについては県で技術的アドバイスなどを行っております。

○渡久地修委員 前からずっと問題になっているので、東村高江区と宜野座村城原区でも測定してください。なぜやらないのですか。これだけ騒音や墜落の危険などが大問題になっているのに、広域とかああだこうだと言っているのでは通りません。

○棚原憲実環境企画統括監 今、沖縄防衛局では東村に3カ所設置しております。騒音に対する被害等がふえている状況もありまして、東村が独自にあと1機追加するというお話がありますので、県としましては東村と技術協力も含めて調整して進めていきたいと考えております。

○渡久地修委員 縦割り、縄張りというものではなくて、これだけ県議会に陳情がたくさん来ていて、県としても調査してほしいということも議論していると思いますが、そんなに莫大なお金がかかるものですか。皆さん方はそこに住んでいる人たちの苦痛、恐怖感を受けとめないといけないのではないのですか。県としても調査に乗り出したという姿勢を見せないといけないのではないのですか。皆さん方はその人たちを見捨てているということになってはだめではないのですか。県として騒音測定ぐらいは責任を持ってやってください。

○棚原憲実環境企画統括監 先ほど沖縄防衛局が3カ所設置していると説明しましたが、その設置場所の情報につきましては、我々も適宜収集し、沖縄防衛局のデータを東村とも共有しながら被害の実態の把握に努めております。航空機騒音の測定器の設置場所につきましては、住宅地の分布状態などを踏まえて、標準的な場所ということで、沖縄防衛局も設置しておりますので、仮に県が改めて追加したとしても、異なるデータは出てこないと考えております。

○渡久地修委員 これは納得できません。皆さんは騒音があってもどの航空機のものかわからないと言ったりするのですから、それは県としても絶対に設置してほしいと思います。

最後に、オスプレイについては騒音の被害や恐怖感等があるので、知事三役

も含めて調査に行つて、地元の区長や住民から話もしっかり聞くと。騒音測定機にはあられない恐怖感は、実際に地元の人たちに聞かないとわかりません。そこはぜひ知事を含めて行ってほしいのですが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 地元の方と意見交換をしたところ、ヤンバル地域はもともと夜はとても静かな地域で、市街地とは騒音の受け方が違うという話をしていました。それから、農業に従事している方々が多い中で午後7時、午後8時の時間帯に飛ぶことも大変負担だということもあります。そういったことも踏まえると、実際に騒音を測定して状況をじかに確認することは重要だと考えておりますので、この辺は環境部からの御意見もありますが、知事公室も一緒になって検討したいと思っております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 ヘリパッド建設の問題、オスプレイの問題について、陳情がかなり出ています。先日の大雨で着陸帯の崩落がありましたが、その実態は調査していますか。

○棚原憲実環境企画統括監 陳情の処理方針にも書かせていただきましたが、先日の6月14日の豪雨による高江ヘリパッド工事現場の一部崩落について沖縄防衛局から連絡がありました。赤土を流さないようにとめる小堤工の一部破損などの報告がございましたので、6月21日に現場の確認に行つてまいりました。大雨の翌日には基地内には入れませんでした。北部保健所が現地の海域の確認に行つております。

○嘉陽宗儀委員 海がかなり汚染されたのではないですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 大雨の翌日に現場周辺海域も確認したのですが、赤土が流れている状況はありませんでした。

○嘉陽宗儀委員 赤土汚染の範囲は調べたのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 基地の中には入れませんので、流域の周辺を確認しました。一部、畑から赤土が流れていた痕跡があったり、道路ののり面が若

干崩れて赤土が流れていたりという状況はございました。沖縄防衛局にも確認し、建設現場を含めて、基地内の調査をしてほしいという連絡はしました。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方がヘリパッドをつくらせたのですから—そのために、今、新たな災害がもたらされているし、これについて皆さん方は沖縄防衛局も含めて、毅然たる態度で立入調査をして、対策をとりなさいときちんと言わなければならないですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 6月21日に立入調査を行い、工事現場を含めてヘリパッド周辺、N1地区、H地区、G地区を全て確認してまいりました。問題の小堤工が崩れた部分も確認したのですが、その工事現場以外にも既存道路のり面の一部が崩れているところも確認しております。1カ所だけではなく、ほかにも一日連続雨量が230ミリリットルを超えるような豪雨ですから、自然災害に匹敵するだろうということでもあります。当時、大雨警報と土砂災害警報情報が出ていたということもありますし、我々もいろいろな現場を指導して回るのですが、そういった場合には自然災害の適用をして非常時の措置の報告を求めています。沖縄防衛局もそれに従って措置の報告を出しております。

○嘉陽宗儀委員 この問題については、担当部局でしっかり監視して取り組んでほしいと思います。

次に、陳情第31号赤土等流出防止条例に基づく現地立入調査を求める陳情についてですが、立入調査をして県の対応を明確にするべきだと思うのですが、処理方針では沖縄防衛局によると、去る7月1日からG地区進入路の舗装整備云々と書いていますが、これによって今の汚染状況は解決されますか。

○謝花喜一郎知事公室長 これは汚染状況を改善するための施設というよりも、もともと予定されていた進入路の舗装整備でございます。排水路の整備、ガードレールの設置等を7月1日から始めて夏ごろまでに完了と書かれております。これによって赤土等の流出が改善されるかということについては、もともとそのためのものではないということでございます。

○嘉陽宗儀委員 先ほども渡久地委員からありましたが、司令官交代式に県は欠席していますよね。理由は何ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 相次ぐパラシュート降下訓練、そして、旧海軍駐機

場の使用の問題、外来機の飛来も相次いでおります。そういった中で地元の方々の思いを考えたときに、県としても式典に参加できるような状況ではないという強い抗議の意味も込めて、式典には参加しないことが適当だということ考えてございます。

○嘉陽宗儀委員 県は強い抗議の意味も含めて参加しなかったと。今まで司令官交代式の際には、よき隣人だと言って、一緒にお酒を飲んで、乾杯もしていましたよね。今後の友好には差し支えないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回、司令官の交代式には参加できなかったわけですが、現地司令官に地元の思いをしっかりと伝えることも大事なので、今後は現地司令官との意見交換は県としても重要視しないといけないだろうと思っております。

○嘉陽宗儀委員 私は、米軍とも大いにやり合いなさいと言おうと思ったのですが一親睦を深めてほしいという質疑ではありませんので、私の言い分もよく認識してください。

今、嘉手納飛行場も含めて、外来機の問題やSACO合意の実施をめぐって、地域ではかなり大問題にしています。ここを見るとSACO合意の推進と書いてありますが、中身は何ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 県はSACO合意を着実に進めることが、沖縄県の基地負担の軽減につながるという認識でございます。ただ、今般の嘉手納飛行場の一連の問題は、SACOの最終報告と明らかに異なるような事案が起こったということでございますので、この辺についてはSACOの最終報告の趣旨に従った対応をすべきだということを日本政府に要求したところでございます。

○嘉陽宗儀委員 県議会でも大分問題になりましたが、SACO合意はアメリカの言い分だけを沖縄に押しつける、けしからん内容だと。方言でサッコーヤッサーと。日米両政府は再編のためと言っていますが、實際上、困難なものを全部県民に押しつけるような中身でしょう。1995年にオスプレイの配備のこともここに書かれていると。当時は、まさかそんなことはありませんと言いましたが、結局、オスプレイは来たでしょう。そういう意味では、沖縄県民だましの手口で、SACO合意はいかにも県民にいいことだと宣伝をしても、実際は

逆だったと。ですから、改めて県民の負担につながるような再編、SACO合意の推進については、一般的に言うのではなく、もっと県民の立場からチェックするように頑張ってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 嘉手納飛行場の話もさせていただきました。また、今般いろいろ議論がありました普天間飛行場の代替施設の件も、SACOの最終報告では、十分な代替施設が完成して運用可能となった後に普天間飛行場を返還するということがスタートですが、これが今、どんどん変わってきているということです。そういったことについては、これからしっかり検討しなければならぬだろうと思っております。

○嘉陽宗儀委員 県は一生懸命、日米両政府にも沖縄県民の立場から遺憾なく発言すべきは発言しているということで評価はしています。引き続き、その面では頑張ってください。国政与党の皆さん方は、ここで一生懸命抗議していますが、筋違いだと思います。特に金城委員は共産党を名指しして攻撃していましたが、ああいうのはよくない。やはりオール沖縄として、自民党も含めて日米両政府に立ち向かっていく体制をつくるべきです。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
末松文信委員。

○末松文信委員 新規の陳情第79号「辺野古新基地建設の中止と普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする」意見書の提出を求める陳情です。普天間代替施設との関係で、先ほどから議論になっている統合計画についてお願いしたいと思っております。統合計画の8項目について県は知らなかったということですが、今、この8項目の中で具体的にわかることはありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 返還条件8項目の中で、KC130の岩国基地移駐は達成されているという理解です。

○末松文信委員 そうすると、残る7項目の経過等については全く知らないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 1番目の「海兵隊飛行場関連施設等のキャンプ・シ

ユワブへの移設」については明確で、今、まさしく我々はこの部分のみを注目しているということでございます。

○末松文信委員 2番目については知らないのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 返還条件の2番目の「海兵隊の航空部隊・司令部機能及び関連施設のキャンプ・シュワブへの移設」についてですが、これは今回の辺野古の土地利用の計画の中にも出てきておりませんし、これまで具体的な説明もありませんので、中身的にこういった形での航空部隊・司令部機能等の移設になるのかについては把握しておりません。

○末松文信委員 それぞれ項目を挙げて質疑すると時間がないのですが、これまで米軍再編ということで、まず私どもが知っている限りで言うと、平成8年12月2日のSACO最終合意の中で普天間飛行場に関することがきちんと明記されております。この中身については御存じですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほども答弁させていただいたのですが、SACO最終報告で、普天間飛行場については辺野古に移設をするということが入っており、それ以外はなかったということです。

○末松文信委員 私が聞いたのは中身です。普天間飛行場の移設をどうするかということです。

○謝花喜一郎知事公室長 SACOの最終報告では、海上施設の建設を追求しとか、今後、5年ないし7年以内に十分な代替施設が完成し運用可能となった後、普天間飛行場を返還すると。海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するといった内容がございます。

○末松文信委員 当時言われたのは、まず普天間飛行場のヘリコプター機能を移すということが基本で、その際の施設の長さが1500メートル、滑走路の長さが1300メートル。もう一つは、KC130を岩国基地に移す。それから、短距離で離着陸できる航空機の運用といったものがうたわれているわけです。その中で、現在の普天間飛行場における航空機整備及び後方支援に係る活動にあって、海上施設あるいは岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行うとうたわれています。それが

これまで、再編実施のための日米のロードマップーロードマップの中で幾つかの変遷があって、今日の統合計画になっていると思うのですが、私としてはどういった変遷になっているのか、その都度のロードマップについて皆さんは検証されたのか。していないとすると、これを一度検証して委員会に提出していただきたいと思っているのですが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 平成18年のロードマップですが、今、議論になっております緊急時の民間施設の使用の改善というのはロードマップの中にも入っております。委員の御指摘のように、普天間飛行場のものについては、さまざまな変遷があったということは本議会でも答弁させていただいたところだと認識しております。

○末松文信委員 SACO合意から始まって、これまで何回かロードマップは再編されているのです。その再編ごとにどういう機能を移すとか、保存するとか、こういうことがきちんとうたわれているわけです。これを一度整理していただいて、こういう経過をたどって今日に至っているということがわかるように、それと同時に皆さんがこれについて検証して、現在はどうかということについて説明してほしいと言っているわけです。

○謝花喜一郎知事公室長 我々も辺野古移設案の変遷につきましては、平成8年の橋本総理大臣とモンデール駐日米国大使の会談からずっと整理しております。ただ、箇条書き程度のものなので、もう少し膨らませるような形で整理すると一我々は今回の問題でこういったことが大変重要だと思っておりますので、整理して委員会にも提示させていただければと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情、陳情第13号沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める陳情、陳情第79号「辺野古新基地建設の中止と普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする」意見書の提出を求める陳情は、辺野古と普天間に関連する内容なので一括して質疑いたします。普天間飛行場の返還条件の問題ですが、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画、平成25年4月の資料があ

りますよね。この中に先ほどの8つの条件が明記されております。しかし、先ほどの答弁を聞くと知らなかったと。なぜそういう表現をするのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回の27ページに及ぶ統合計画ですが、施設についてる書いてあります。「必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域」、「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」、その中に普天間飛行場も入っていると。それから、「米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移設するに伴い、返還可能となる区域」—小野寺元防衛大臣からそういった全体的な説明はございましたが、普天間飛行場について、書かれているような移設条件の具体的な説明はなかったということでございます。

○照屋守之委員 統合計画の資料が県に渡っていますよね。この中にきちんと明記されているのです。国は、平成25年度に県に対してしっかり説明をしたということ。これを知らなかった、気づかなかつたでは済まないのです。ですから、こういう形で事前に国からきちんと説明を受けて資料まで持っているのに—せんだっての議会答弁は修正しないといけません。既に国からは統合計画が示されて、その中には御指摘のようなことも明記されておりますと。ただ、私どもが余り問題意識がなくて、そういうものに対応しておりませんでしたという形にならないと、国との交渉で、平成25年にそういうことがあったにもかかわらず、県が見ていなかったでは、県の行政自体が疑われます。議会の答弁も修正したほうがいいと思いますが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 去る7月7日、稲田防衛大臣が記者からの質問に対して、統合計画に記載のある緊急時における民間施設の使用の改善については、平成18年のロードマップに記載があると。小野寺元防衛大臣が仲井眞前知事に統合計画の内容についても説明を行っていると言っておりますが、まずロードマップにおいて民間施設の使用の改善に係る記載は確かにございますが、返還条件とはされていないということです。それから、小野寺元防衛大臣の仲井眞前知事への統合計画の説明につきましても、嘉手納以南の施設の返還と返還時期については説明されているものの、返還条件については個別の説明が行われた形跡はないわけでございます。そういったことを踏まえて、沖縄県は軍転協と一緒に、統合計画について、県、市町村に対して次の事項を説明することということで、平成25年6月に、例えば、移設する場所、移設内容等の具体的な返還手順、移設するまでの間の危険性の除去及び負担軽減策といったものを要請しているわけですが、その際に安倍総理大臣からは、日本政府だけでわか

ったという返答はしづらいという受け答えがあって、その後、具体的な返答はないところでございます。

○照屋守之委員 私が持っている統合計画には8つの返還条件がきちんとあります。

○謝花喜一郎知事公室長 確かに統合計画には返還条件がございますが、先ほど申し上げたのはロードマップの話でございまして、返還条件というものはなかったということです。これは稲田防衛大臣からロードマップにも示されておりますということがあったものですから、そういう答弁をさせていただきました。それから、統合計画の27ページにもありますが、小野寺元防衛大臣の説明も「必要な手順の完了後に速やかに返還可能となる区域」、「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」、「米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い返還可能となる区域」という3つに分類されますと。普天間飛行場でいえば、代替施設が提供されれば返還される形で、キャンプ・シュワブとそれ以外のところはリンクしませんという説明が中心だったということで、いわゆる返還条件という具体的な説明はなかったということをお先ほど来、答弁差し上げているところでございます。

○照屋守之委員 国は統合計画の19ページに返還条件という形で、普天間飛行場の能力に関連する何とかといろいろあるわけですが。沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域という項目の中に返還条件が明記されているわけですが。平成25年度にこういうものが国からきちんと示されているのに、これを隠して知らなかったと言って、あのような問題が出てきて堂々と知事がそういう答弁ができますか。ですから、資料がきちんと整ってここに届いていることを調べて、それがあつたという前提で答弁をしないと、いかにも国が一方的にそういう形でやっているという言い方ではとんでもない話です。平成25年4月にはそういうものが示され、県にも届いているのに、これを知らなかったで何か隠しているようなニュアンスで対応するのはおかしいのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今般の起こりは、GAOの報告を受けて、そういった問題があったと。これはワシントン駐在員からの情報を通して、翻訳し、直ちにそれを情報共有したところでございます。そういった一連の流れの中で国会等で議論があったということです。もう一つは、委員からありましたように、

返還条件として8項目が記載されておりますが、統合計画ではどの返還条件が満たされた場合に返還されるのか明示されていないと。県としては、この部分について説明を受けていないわけでございます。そういった中で、我々はG A Oの報告と稲田防衛大臣の答弁を受けて、大変衝撃を持って受けとめたという答弁をしたところでございます。

○照屋守之委員 国は明確に資料がある一統合計画も平成25年4月に来ていて、県は持っていますよね。

○謝花喜一郎知事公室長 持っておりまして、先ほども答弁させていただきましたように、6月12日に安倍総理大臣、外務大臣、防衛大臣に、具体的に移設する場所、移設内容等の具体的な返還手順や移設するまでの危険性除去、負担軽減策など、幾つもの項目を質問しているわけですが、具体的な取り組み内容といえますか、そういった移設条件云々という形で答弁があったのは今回が初めてだということでございます。

○照屋守之委員 これを持っていて説明がなかったということですが、子供じやあるまいし、辺野古新基地建設問題対策課の職員もこれだけ配置して、これが来たら8項目を一つ一つチェックするのが当たり前ではないですか。普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善—これはどういうことですかという形で確認して、これに問題があるのであれば、その旨を伝えていく。平成25年4月にこれがわかっていて、今は平成29年です。それも知らなくて、国会でそのような問題提起があつてわかったと。こんな行政がありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 繰り返しになりますが、8項目が記載されているのはそのとおりですが、統合計画ではどの返還条件が満たされた場合に返還されるのか、これがどういった趣旨なのかという説明もないわけです。これについて政府は、普天間飛行場の返還については従来どおり普天間飛行場の返還実現のため辺野古への移設を着実に進めていくと説明し、返還条件については説明もなく、このことだけを主張されているわけです。ですから、我々からすると返還条件8項目のうち辺野古移設という返還条件が満たされれば、ある意味、ほかの返還条件が満たされていなくても普天間飛行場は返還されると考えていたと。ところが、G A Oの話と稲田防衛大臣の国会での答弁を受けて、返還されない可能性があるということで衝撃を持って受けとめたということでございます。

ます。

○照屋守之委員 衝撃を持って受けとめたのは我々です。こういうものが資料としてありながら、わからなかったという形で答弁して、ああいう形でやると。これは県議会、県民に対して大変失礼な話です。説明がなかったと言いますが、なぜその時点で一つ一つ聞かないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましては、当時の担当、責任者等に確認いたしました。説明がなかった、十分記憶していないということでした。ただ、6月には具体的な返還手順等について照会をかけていますが、その後、正式な回答がいただけていないということでございます。

○照屋守之委員 沖縄県政は全く信頼できませんね。こんな大事なことを聞いていない、説明も聞かない、知らなかったと。平成26年9月25日に自民党の那覇空港滑走路の拡張整備に関連する代表質問に対し、当時の又吉知事公室長が「再編実施のための日米のロードマップにおいては、民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられるとされている」と明確に答弁しています。恐らく、このとき謝花知事公室長は企画部長で仲井眞県政にいませんでしたか。本会議でこういう形で説明しておりますので、執行部だけではなく県議会全体、あるいはマスコミ等も含めて、その時点で公になっているのです。ですから、このように公になっているにもかかわらず、今のような形で知らなかった、説明がなかったという対応は全く大変なことです。

○謝花喜一郎知事公室長 ロードマップの中に入っていることは承知しております。ただ、そのときには移設条件にはなっていないわけです。民間空港の緊急時の使用というと、石垣空港なり宮古空港なりがあって、我々からすると米軍の緊急時の使用は、必要やむを得ない限り行うべきではないという答弁はしていたと思います。それが条件という意味でのものだという事には私自身見えてきませんでした。少なくとも移設条件という議論ではなかったと思っております。

○照屋守之委員 そんな都合のいいように解釈しないでください。民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられるという

ことで、企画部長のときに隣にいて聞いている。これは当時の知事公室長が答えていて、県議会全体への回答でしょう。ですから、その時点でこういう形で使用条件があることはわかる。そして、再編計画が配られ、これがそこに明記されて、その当時からも国は説明している。これをわからなかったのはとんでもない話でしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 繰り返しになって恐縮ですが、この部分はライス国務長官、ラムズフェルド国防長官、麻生外務大臣、額賀防衛庁長官による2プラス2のロードマップの中で示されておりますが、条件とはなっていないわけです。当時の知事公室長の答弁も条件云々という議論ではなく、これについての所感を述べたものだと理解しているところでございます。

○照屋守之委員 普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられるという形になって、ここに条件が明記されているではないですか。「普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善」—こういう形で適切な措置がとられるということで、具体的に統合計画の中に盛り込まれてきた。この事実をわかりながら、そこを否定して、さもわからなかったように言うというのは全く行政としてとんでもないことです。これを県議会に対応するにしても、平成25年から沖縄県は返還条件を含めて全てわかった上で対応していかないと、我々はわかりませんでした、皆さん方は説明していませんという形で国に向かっていくと、沖縄県は大恥をかきます。議会でもこんな問題提起されて—ですから、今後、県議会として対応するときも、我々もそれを承知しているという前提でやっていかないと、とんでもないことになります。

次に、陳情平成28年第167号米軍北部訓練場のヘリパッド建設及び米軍への提供に反対し、米軍機の飛行訓練への使用禁止を求める陳情です。記の6の高江及び安波地区への機動隊配備を中断するよう関係機関に働きかけることに対して新規に処理概要が示されておりますが、このタイミングで概要を記載した説明をお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 ここは新規でと言うよりも、従前の平成29年2月の米軍基地関係特別委員会での処理概要は、東村高江区の周辺等においては、現在、機動隊による警備活動は行われていないものと承知しておりますというものでした。ただ、7月1日からまた工事が始まって警備がされましたので、この部分については陳情の趣旨に合うような形でお答えさせていただいたという

こととございます。

○照屋守之委員 現場においては、法令の遵守と憲法で保障された表現の自由の両者に配慮することが重要であると考えておりますと。これまでは与党議員の方々、反対派の住民の方々に配慮するようにと、機動隊もいる中でいろいろありましたが、そうではなく、違法行為は徹底的に取り締まりながら表現の自由を保障すると。この両者をきちんとしなさいという方針で県はいきますということを示しているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 本会議でもそのように答弁させていただいておりますし、基本はそういったスタンスで臨んでいるところでございます。

○照屋守之委員 以前、東村高江区の工事のときに違法駐車などがあって、安慶田副知事が張り紙をしてそれを撤去したことがありましたが、それも法令の遵守という位置づけで捉えていいのですか。

○上原国定土木整備統括監 県道上に不法占拠している物件については、道路法に従って適切に対応してきたところでございます。

○照屋守之委員 これは後で聞いた話なのですが、高江のヘリパッド建設について、安慶田副知事がそのような形で対応してくれたということで国は非常に評価しておりました。安慶田副知事が官邸などいろいろなやりとりができるというのはそういうつながりもあって、県が配慮してくれたという思いを国は持っているような感じがします。ですから、今の処理概要については、きちんと法令などと照らし合わせて、今後の辺野古の問題も含めて対応していくという理解でいいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 処理概要に書いてあるとおり御理解いただければと思います。

○照屋守之委員 次に、陳情第13号沖繩の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める陳情です。処理概要は、公約をかかげ、多くの県民の負託を受けており、特につくらせないということを柱にして普天間飛行場の県外移設を求めてまいりますというようなことです。知事はにつくらせないという公約を任期である来年の12月までに本当に実現できるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 公約というのは、その実現に向けて日々努力することが大事だと思っています。我々執行部もそれに向けてしっかり対応しなければならぬと思っています。

○照屋守之委員 つくらせないという公約を実現するということですが、現実的にはどんどんつくらせているではないですか。一方では反対してつくらせないと言いながら、工事は進んでいる。いろいろな手は打つが、裁判でも負けて、また工事が進むという現状は、県民にとって非常に不愉快な状態だと思います。特に反対をしている方々には説明のしようがないのではないですか。なぜつくらせないと言いながら、どんどんつくらせているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 最高裁判所の判決を受けて、県は承認取り消しを取り消しております。後は承認が適法になったことを前提に作業を行っていて、知事はそういったことを県政の重要課題に掲げていますが、一方で行政の長としては法令に基づいて対応するというのも、ある意味重要だと思っています。ですから、つくらせながらどうのこうのではなく、しっかりと関係法令に基づき、権限を行使して対応することになるということでございます。

○照屋守之委員 そうであれば、あらゆる手段は今からは使わないでください。あらゆる手段を講じてつくらせないという言い方をして、一方では行政の長として法的な対応もしないといけないう。これは県民に対して非常に誤解を与えます。あらゆる手段を講じてつくらせないと言いながら、埋立承認取り消しの取り消しを行って工事を再開させるわけです。これは絶対に理解できないのです。あらゆる手段を講じてつくらせないという知事が、なぜ埋立承認取り消しを取り消すのですか。それによって工事は再開されるわけでしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 こういった委員からの御指摘の声があるということも我々は承知しております。一方で、司法の最終判断に従うということも行政の長として大事だと思っています。そういったことから、知事は埋立承認の取り消しを取り消したということでございます。

○照屋守之委員 ですから、知事の本気度がないのです。自分の都合のいいように立ち居振る舞いをしているような感じがします。法律がどうのこうのと言って、一方ではあらゆる手段を講じてつくらせないと。埋立承認取り消しの取

り消しをしなければ工事は進まないわけです。ですから、この工事の再開は県がさせたということになっているのです。ところが、マスコミも含めて、国が強行しているという言い方をするわけでしょう。これはおかしいので訂正しないといけません。県が埋立承認の取り消しを取り消したから、国は工事をしていると。強行でも何でもなく、その手続でやっているということをしかり県が説明しないといけないのではないですか。自分たちがさせておいて、なぜ皆様方は強行して進めていると批判するのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 承認取り消しを取り消した結果、承認が適法になり、その後の作業が進んでいるというのは委員の御指摘のとおりだと思います。一方で、今回の差しとめ訴訟もそうですが、我々は法律に基づく行政の原理の観点から厳正に法を適用して対応しているところでございます。ですから、県の再三の行政指導にもかかわらず、今回、岩礁破碎許可の申請手続を行わなかったということが、ある意味強行ということにもつながったのかと思うところでございます。

○照屋守之委員 それは違います。その前から強行と言っています。埋立承認取り消しの取り消しをして、国が工事を始めたら一斉に強行に進めていると批判していました。そのように批判して、マスコミを通して県民感情をあおることばかりではないですか。埋立承認取り消しの取り消しをしなければ、工事は再開されていないのです。工事をとめるのであれば、埋立承認取り消しの取り消しをしない。知事があらゆる手段を講じてつくらせないというのなら、本来はそういうことをやるべきなのです。工事をさせておいて後で批判をするという矛盾が今の県政には相当あるのです。そのままほったらかせば工事は再開しないのに、なぜ取り消しを取り消したのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 繰り返しになりますが、承認取り消しを取り消すという最高裁判所の判決に従うのは、行政の長としてある意味当然だということだと思います。差しとめ訴訟の前の段階から強行という言葉を使ったのではないかという御質疑ですが、埋立承認が適法になされたということになりますと、事前協議も有効に生きる形になり、留意事項なども出てくるわけです。その留意事項に基づいてしっかり協議しましょうという話もしたわけですが、その話は埋立承認を取り消した時点で終わっているということだけで聞いていただけませんでした。そういったもろもろのものがあつた中で工事が進められたということで、恐らく強行という言葉が出たのではないかと推察しているところです。

○照屋守之委員 それは違います。とにかく国が行うこと全てに対して批判をする。自分がしていることは隠す。そうであれば県民に対しても、反対ですが、最高裁判所で負けて、工事が進むように埋立承認取り消しを取り消しましたと堂々と説明できますか。そういうことを隠すために批判をし続けて、そこに注目をいかせるというやり方で、本質的な自分たちが行っていることをずっと隠してきたというのが実態でしょう。キャンプ・シュワブ内における隊舎の移設工事、あるいは施設の再編についても、国が県に対して同意を得る必要がないものまで同意を取りつけて一安慶田副知事が同意をして隊舎を認め、周辺の施設の再編も認めて工事を再開するという、県民がわからないところでそういうことを認めていくと。そういう一つ一つの物事を見ていると、表面的にはつくらせないと言いながら、実態は国に対してつくる材料、施設ができていくというものをわざわざ県が提供していると思えないのです。なぜそういうことをするのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 和解協議の中で、国も県も訴えを取り下げて和解協議の会合が何回か開かれたわけですが、今、委員からありました隊舎2棟につきましては、従前から建設を予定していた部分でございます。辺野古の埋め立てとは別の流れで既に工事に着工していたものが、埋立工事が再開されて、反対する方々の抗議によってミキサカー等が搬入できずに工事がとまったままでした。それが長い間、風雨にさらされて危険な状況なので、この部分については関係ないので再開をさせてもらいたいと。委員のおっしゃるように、本来、我々にはその権限はないわけですが、国がそういう話を持ってきたので、そうであれば我々は関係があるのかどうかしっかり確認させていただきたいということで、十分に意見交換をし、図面も見させていただきながら、今回の埋立承認に関係ないということが確認されたので了解したという経緯でございます。

○照屋守之委員 県民は信じません。全てわかっています。あれだけ10万票の大差をつけて、つくらせないということを県政の柱にしてやると一辺野古新基地建設問題対策課をつくり、ワシントン事務所をつくり、裁判も起こす。相当のお金をかけながら、事は全然進まない。あげくの果てに、いろいろな集会で拳を上げてつくらせないとか、撤回しますということを書いて、実際に戻ってきたら何もしない。工事はどんどん進む。専門家からもやいのやいの言われる。それでも何もしないということがずっと続いてきているわけです。現場はどんどん進んで、反対の方々も危機感を持って何とかしようと集会をする。そこで

頑張ります、撤回しますと。そのときだけで何もしない。そういうことがどんどん起こってきて、今のやり方を見ていると、県民は反対のためののろしを上げているのだと。信頼性がなくなっているわけです。ですから、来年12月の任期いっぱいまで本当にできるのかと言うのは当たり前の話だと思います。そうであれば、きちんと具体的につくらせないという計画をつくって県民に示す必要があるのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 一番大きな権限は、公有水面埋め立てに関しては埋立承認の撤回でございます。撤回と言いますのは、後発的な事情の変化によって当該工事を維持することが必ずしも適当でなくなった場合に、これを将来的に無効とするということで、この件につきましては、日々の国の動きや全体的な流れを勘案しながら、あらゆる状況を想定して検討しているところでございます。

○照屋守之委員 この撤回は既に時遅しです。翁長知事が就任したときに、我々はどうぞ撤回してくださいと言いました。その理由を選挙の民意によって撤回してくださいと。知事はそれを選択しませんでした。我々がアドバイスしても聞きませんでした。あげくの果てに裁判闘争になりました。ことごとく負けます。今回の件も非常に厳しいと思っています。そういう形で、撤回のタイミングを逸してしまっています。撤回をすると、今度は国は知事に対して賠償責任を求めます。この賠償責任はとてつもなく大きい金額になります。ですから、そういうことも考えていくと、とんでもありませんが撤回できないのです。そうであれば、なぜきちんと話し合いで一政治家なのですから政治的なことをしないのかということをおは非常に疑問に思っています。平成10年に翁長知事が当時県議会議員のときに、辺野古の代替施設の苦渋の選択を受け入れたのです。これは県知事選挙の前で、稲嶺さんも連携しました。そのときに15年の使用期限をつけたのです。当時、翁長県議が直接東京に行って、これをつけないければ我々は選挙には勝てないと言って強引に押し込んで、辺野古の県内移設が正式に決まったのです。今、それを翁長知事が反対しているわけです。あのときは徹底的にこれをしてなければ選挙に勝てないからと言って—これは「戦う民意」の中でも説明されています。そういうことをした現知事が今は何もしない。乗り込んでいって、次の県知事選挙に勝てないから辺野古をつくらせるなど言えばいいでしょう。選挙のときに、選挙に勝てないからと言って15年の使用期限を押し込める人です。皆さんも「戦う民意」を読んでください。そこに明快に書いてあります。知事は自分の責任で県内移設を容認したのです。今、何と言

われているかわかりますか。この前、翁長知事を支持する人に会いました。あのときは苦渋の選択ではなく、辺野古誘致だったと。なぜ今、これだけ変わっているのかと。変わって、それを実現しているのかということに非常に不信感あり気に言っていました。ですから、自分がしてきたことを隠して一選挙に勝つためにはどういう手段も使ってやっていくのに、今のように県民に対して約束して、集会で反対します、撤回しますと言っても、それが終わったら何もしないと。こういうやり方で、つくらせないという公約をどうやって実現するのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 いろいろ政治的な御判断があったと思いますが、民主党政権で鳩山元総理大臣が、最低でも県外、国外と言ったことで、県民はある意味、我慢しないでもいいのだという形で気持ちが本当に変わったと思います。そういった中で、県外移設を主張するのが県民にとってもある意味当然だという空気になったと。そして一連の選挙で、つくらせないという形の方々が大勢を占めたという流れの中で、翁長知事はつくらせないという公約を掲げて県知事選挙に立候補したものと私なりに整理し、理解しているところでございます。撤回の時期も含めて、しっかりと国の動き等も踏まえて知事において御判断なされるものと考えております。

○照屋守之委員 私は、「戦う民意」を何回も読んでいますが、翁長知事は辺野古へ誘致するために一生懸命やってきたのだということと、選挙で勝つためには何でもするということが本人が書いていますからね。ここに選挙で勝つために15年の使用期限を入れたと明確に書いてあるのです。そうすると、この人は3年前の県知事選挙に勝つために辺野古につくらせないと言ったのかと。3年間、期待をしているのですが、案の定、つくらせないどころかつくらせているのです。ですから、本音は、県内移設、辺野古でいいと知事は考えていないかと思っているのです。そういうことも含めて、今、非常に疑問を持っています。なぜ体を張って、政治生命をかけてやらないのかと。裁判で闘争だけするという部分—「戦う民意」には、嘉手納飛行場にB52が墜落したら、あるいは沖縄国際大学にまたヘリコプターが墜落したら、辺野古埋立問題は一気に解決するでしょうと書いてあるのです。反対、つくらせないとずるずるいって、この人はそういうトラブルが起こるのを待っているのかと。こういうことを狙って、今、ずるずるやっているのかという気さえあります。「戦う民意」は2年前に書いた本ですよ。実際に知事がそういうことを考えて、そういうことをしたということを書いてある。知事はそういうアクシデントを期待して

いるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 B52の墜落事故も県民に大変な恐怖感を与えたことは私もよく覚えていますし、そういったことを期待するということは決してないと思っております。

○照屋守之委員 私が申し上げたいのは、つくらせない、反対ということを選挙のためだけに利用しないでください。それだけ命をかけてやると言っても、数万人を集めた大会では反対と言う。撤回と言う。つくらせないと言う。それを知事が実践して、任期いっぱいはっきりやってもらう。言っておきますが、今は公約違反です。これからずっと公約違反し続けるのか。公約違反の状態を知事が取り戻して、県民に対する信頼を回復するのか。そこはこれからの勝負です。ですから、他人任せで、国がきちんと説明した統合計画もわかりませんと言っている間は、自分の責任としてしっかりやるという形をとらないと問題は解決しません。以上を申し上げて、終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 今、翁長知事に対して早く撤回しなさいという自民党の委員からの激励もありますので、ぜひそういう方向で取り組みをしていただきたいと思えます。

お伺いをしたいのは、東村高江区のヘリパッドのオスプレイの問題も含めて、先ほどの答弁の中でも東村の3カ所に騒音測定装置が設置されているということですが、一番最初にできたN4地区のヘリパッドに近い集落の皆さんが、今、大変被害を受けていると思えます。実際にはN1地区もつくられていますが、使えないものしかつくっていないので、N4地区がかなり使われていると思えます。その3カ所というのは、ここに離発着するオスプレイの飛行経路できちんと測定しているのですか。

○棚原憲実環境企画統括監 先ほども少しお話ししたのですが、航空機騒音の測定場所につきましては、環境省の告示や航空機騒音測定評価マニュアルがありまして、平等に把握する意味で、通常は住居の分布状況や密集状況、あるいは小中学校の配置など、標準的な部分で測定することになっております。ですから、極端に離発着場の近くで測定すると、そのデータがほかに与える影響や

評価が難しくなったりしますので、標準的な場所で測定することも重要かと考えております。

○新垣清涼委員 確かにそういうことも必要かもしれませんが、しかし、一番被害を受けているのは東村高江区の集落や学校の子供たち、あるいは公民館です。そこには設置されているのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 現在、沖縄防衛局は東村の車、牛道、宮城の集落の標準的なところ3カ所に騒音測定装置を設置しております。確かにN4地区の近くの問題もあるのですが、地元の東村としては、今年度、高江区公民館の建てかえの工事が入るということで、それに伴って公民館に新たに騒音計を設置すると。次年度以降、本格的な騒音測定を始めたいということ聞いておりますので、技術的ないろいろなアドバイスなどは県でもできると思いますので、連携しながら一緒に対応していきたいと考えております。

○新垣清涼委員 学校の上空の測定はされていますか。東村高江の集落が一番近いので一番被害を受けているわけです。そういう人たちのところを調査して、沖縄防衛局にも調査をしてもらって、それなりの対策—例えば防音工事など、いろいろあると思います。先ほど知事公室長からもありましたが、ヤンバルは非常に静かな地域なので、少しの音でも神経質になるところがあると思います。そういう意味では、環境省の基準はもちろん大事でしょうが、その地域のこれまでの環境とどう変わったということを調査して、そこに住む人たちの不快感がなくなるような対策を行政としてはとるべきだと思うので、そのための調査が必要だと思うのですが、どうですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 現在、東村高江区の牛道に騒音測定装置が設置されておりますが、集落と学校の位置関係も考えて、基本的には人口や住宅が集まったり、公共施設があるということも勘案して設置されておりますので、集落の代表的な地点だと考えています。それから、なぜ県が測定しないのかということもあるのですが、環境基本法の中では地方公共団体が地域の環境保全のために施策を実施するものとなっており、環境基本法で言っている県の立場としては、あくまで広域にわたる施策の実施ということになります。ですから、個別の地域に関しては、その地域の自治体が責任をもって行うことが大事だと思っております。

○新垣清涼委員 先ほどから申し上げているように、環境省の基準としては平均的に人がいるところ、いないところも含めて調査をすることが大事かもしれませんが、しかし、実際に影響を受けて、そこで苦しんでいる人たちがいるわけです。その人たちの環境が悪くなっているのです、それを補うための行政の仕事として、東村当局とも協議をして、そういう調査を沖縄防衛局にも求めていくべきだと思います。住民がいないところではかってどうするのですか。

○棚原憲実環境企画統括監 環境保全課長からもありましたように、住宅地のバランスなども考えて機器を設置しております。委員のおっしゃるように、騒音で悩んでいらっしゃるということへの我々の対応も非常に大事だと思っております。都市部と違って本当に静かなところで起きている事象ということも含めて、地元の東村とも密に相談しながら、実際に何ができるのかと。東村では住宅地の上空を飛ばないでほしいということで、航空標識灯を追加で沖縄防衛局に設置させたりしております。県としましても東村と相談の上、できることは一緒にやっていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 ぜひ地域の声をしっかりと受けとめて、東村とも相談して測定をしていただきたい。航空標識灯を設置しているということですが、聞くところによると、それを目安にして飛んでいるのではないかと思われるぐらい、航空標識灯のあるところを飛んでいるという話もあります。ですから、やはり実態を現場で把握する。そのためには、必ずしも長い期間そこで調査しなくても一私たちも普天間飛行場のコンターの関係で、中に入っているところも、外れているところも含めて、2週間単位で業者をお願いして測定してもらっているのです。地域の皆さんの声を行政が聞かないということになっては困りますので、ぜひ東村と相談しながら調査をしていただきたいと思うのですが、どうですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 県としましても、東村と連携を密にしていろいろな地域の状況を聞いております。被害実態も調べる必要があると思ひまして、例えば、東村の福祉保健課や東村の診療所などにも聞き取りを行っておりますが、平成29年6月27日時点では住民からの健康被害に関する苦情などはないと。ただ、オスプレイを含めてヘリコプターの騒音に関する苦情はあります。平成28年度が最も多くて年間で119件、特に6月だけで60件程度あったということですが、平成29年度になり、6月29日現在では7件ということなので、その辺の推移も見守っていききたいということと、実際に沖縄防衛局で測定を行ってお

りまして、前月のものまでデータをいただいております。そのデータを見ますと確かに騒音の発生回数はふえておりますが、今のところ環境基準を超えるところまではいっておりません。ただ、今後ヘリパッドの運用が変わってきてどうなるかわかりませんので、この辺は注視していきたいと。もし環境基準を超えそうになるのであれば、我々としても測定を考えなくてはならないと思っております。

○新垣清涼委員 沖縄防衛局からデータもいただいているということなので、議会にもそのデータを整理して提供いただきたいと思います。

次に、陳情第79号「辺野古新基地建設の中止と普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする」意見書の提出を求める陳情ですが、現在、沖縄の基地負担が大き過ぎるので引き取ろうというような地域での運動がありますよね。何カ所ありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 処理概要にも書いてありますが、大阪府、福岡県、長崎県、新潟県、東京都で行われております。

○新垣清涼委員 その地域の行政と皆さんとの連携はありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 この時点ではございません。

○新垣清涼委員 新聞でも4カ所の皆さんが記者会見をしている報道があったのですが、去年11月には全国知事会でも沖縄の基地負担に関する研究会ができたということがあります。研究会で何回ほど議論されていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 これまで3回開催されております。

○新垣清涼委員 そこではどういうことが話し合われていますか。沖縄の基地を負担をするという方向性についても議論されているのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず冒頭で行ったのは沖縄の現状ということで、翁長知事から歴史的な経緯と、よくある誤解—沖縄県は基地が返還されたら困るのではないかという誤解の払拭、2回目は東アジアの状況、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題等について専門の方々に講演していただきました。3回目は米軍基地負担の現状と負担軽減ということで、沖縄県の基地負担、そして、

全国の状況との比較といったものを行ったということでございます。

○新垣清涼委員 沖縄とよその地域との扱いの違い—私たちが抗議に行くと、米軍はよき隣人として配慮しているということをよくおっしゃるのですが、アメリカの基地では住宅地上空を飛ぶことはないのです。沖縄だけはこういうことが平気で行われています。彼らは軍隊としての練度を維持するために訓練は必要だと。軍隊としての訓練は認めても、我々は県民の上空を飛ぶなということを訴えているわけです。皆さんはよその米軍基地との比較はつかんでいらっしゃいますか。

○謝花喜一郎知事公室長 研究会に参加させていただいて感じるのは、沖縄県に米軍専用施設面積の約74%があり、あとのほとんどは米軍施設があるとしても自衛隊との共同使用施設ということでございます。自衛隊との共同使用と米軍の専用施設の違いは歴然としていると思います。日米地位協定の第3条に基づいて排他的な管理権が適用されますし、訓練のあり方についても、自衛隊との共同実施ということで地域住民への一定程度の配慮がされている感じがしますが、沖縄県の場合にはそういったものがなく、協定を結んでもなかなか遵守していただいているということ、大きな違いは共同使用か専用施設かということではないかと感じているところでございます。

○新垣清涼委員 ですから、やはり全国知事会などで、基地はあっても扱いが違うということをぜひわかってもらうような取り組みをしないといけないと思います。そういう意味で、陳情者も県議会で意見書を出してほしいと求めていると思うのです。今、民間の方ではありますが、基地を引き取る運動が始まっています。そこの行政とぜひ連携をしていただきたいのですが、その辺はどうでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 第3回までそういった話があったものですから、沖縄県の実情はこうだということ、専用施設と共同使用の違いというのは知事から時間をとって発言をさせていただきました。それから、5つの市民運動との連携ですが、行政として市民運動とどういう形で対応すべきかということは検討させていただければと思っております。

○新垣清涼委員 行政が市民運動と直接連携するという意味ではなく、その運動が起こっている東京都、大阪府、福岡県などの市町村とどういう問題がある

のか、あるいはどういう認識をされているのかといった連携が必要なのではないかとことです。それはどうでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 研究会の中には米軍専用施設がない岩手県や岐阜県、三重県、徳島県、大分県などもございます。そういったところと意見交換をしっかりと行うことが大事だろうと。沖縄県から研究会に対する要望として、研究会をぜひ沖縄県で実施してもらいたいということを強く申し入れしております。次年度、そういったことができれば、認識していただける機会がふえると同時に我々との交流もできて、より理解を深めるきっかけになるかと思っていますところでございます。

○新垣清涼委員 陳情第49号米軍CH53大型輸送ヘリコプターによるつり下げ訓練の即時中止を求める陳情の中に、読谷村内におけるつり下げ訓練とあります。その地域では、たとえ提供施設内であっても、こういう訓練をしますので漁民の皆さんは気をつけてくださいとかいうことをしているはずですが、沖縄ではそういうことをしない。農作業に行くときにも、きょうはこういう訓練があるからその時間を外して行こうというような調整もできるはずなのです。その辺を米軍にも一するなど言ってもする。そうであれば、被害を少なくするために皆さんもきちんと情報をくださいということをぜひ求めてほしいのですが、どうでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 大変重要な御指摘だと思います。実際に現地の市町村、区民の方々とお話しした場合にもこの声が大変多いと感じております。ある程度、訓練やむなしという方々はいらっしゃっても、突然されるのは大変ストレスを感じるということでございました。このことについては沖縄防衛局に十分御説明し、米側にも伝えましたが、沖縄防衛局からも何とか取り組むということを約束していただいておりますので、我々は連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣清涼委員 陳情平成28年第117号高江ヘリパッド建設に伴う環境破壊への懸念に関する陳情です。北部訓練場の返還された地域、あるいはまだ残っているところについてですが、天然記念物は希少種として国も認めているわけですから、世界的にも保護しなくてはいけない動植物ですよ。現在、ノグチゲラやヤンバルクイナについての調査はどうなっていますか。

○**棚原憲実環境企画統括監** 現在、マングース対策事業として、訓練場内も立入許可をもらって捕獲作業を実施しております。その作業の一環として、北部訓練場内の希少種のデータもある程度は収集することが可能です。

○**新垣清涼委員** 返還されたところは支障除去調査がされていますよね。これから、N1地区やH地区、G地区の部分が運用開始されてしまうと、影響が物すごく出てくると思うのです。先ほどの話からしても、オスプレイの影響だと思われるのですが、コウモリがかなりいなくなっています。そういう意味で、今、調査をしっかりとって、運用されたときにまた調査をして対策をとることが求められていると思います。その辺の対策としてはどうでしょうか。

○**棚原憲実環境企画統括監** 委員がおっしゃるように、オスプレイの本格的な運用の前に北部訓練場全体の希少種を把握しておいて、実際に運用されてからその後の調査を実施すると非常に貴重なデータがとれるとは思いますが、現実には立入許可という部分で実現が困難であるという状況です。

○**新垣清涼委員** そこは環境部として反対という話ではないですよ。もちろん、この裏には人間にどういう影響があるかということも含めてはいるのですが、やはり小さい動植物を一特にアメリカなどはそういうものに対して非常に理解のある国だと思っていますので、アメリカには沖縄の事務所もありますし、ぜひ調査をさせてほしいということは、いろいろなところから取り組みをしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○**棚原憲実環境企画統括監** 環境部の所管している部分としましては、ヘリパッドの運用を含めて事後調査報告書を沖縄防衛局からいただきますので、それによって周辺に与える影響を精査しまして、適切な意見は引き続き述べていきたいと考えております。

○**新垣清涼委員** この間、ジュゴン1頭が東海岸からいなくなっているという調査結果も出ていましたよね。そういう意味では、いなくなってからああすればよかった、こうすればよかったでは種は守れませんので、ぜひそういう取り組みをいろいろな形でやっていただきたいと思います。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 陳情第25号在沖米海兵隊の駐留検証に関する陳情と、陳情第79号「辺野古新基地建設の中止と普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする」意見書の提出を求める陳情です。文章は違うのですが、沖縄に海兵隊がある問題についてのことなので一括して質疑させてください。沖縄に多くの在沖海兵隊基地が集中しているのですが、これまで防衛省や政府からは沖縄の地理的優位性が理由として説明されてきたと思います。在沖海兵隊にどういう役割が求められるから、沖縄にあるべきだ、沖縄に地理的優位性があるのだということについて、政府ないし防衛省はどのような見解を持っているのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 駐留意義ですが、朝鮮半島などを含めた東アジアにおける安全保障環境などを考えた場合に、沖縄にいる海兵隊がある意味近過ぎず遠過ぎずということで、地理的優位性があるといった説明をしているということでございます。

○宮城一郎委員 具体的に東アジアの有事で想定されるのはどことこのことを防衛省は言っているのでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 平成23年5月に防衛省が「在日米軍及び海兵隊の意義及び役割」という資料を公表しております。その中で、沖縄の地政学的位置ということで、場所的に例示しているのが北朝鮮や中国等からの距離といったことで場所の特定をしている状況です。

○宮城一郎委員 私もその資料を拝見させていただいて、場所としては朝鮮半島と台湾海峡と認識しているのですが、そのことで間違いはないですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 ちょうどその資料を見ておりますが、先ほど中国と御説明しましたのは、台湾島との距離、北朝鮮との距離になります。

○宮城一郎委員 その距離なのですが、台湾海峡と言いましても海なのでポイントを打つのは難しいと思いますが、沖縄と台湾の首都である台北、それから、沖縄と在日米軍あるいは在沖米軍が有事に行くとされる朝鮮半島のソウルとの距離はどのぐらいでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 資料によりますと、沖縄—ソウル間が1260キロメートル、沖縄—台北間が630キロメートルとなっております。

○宮城一郎委員 すなわち、防衛省が言うところの630キロメートルが近過ぎず、1260キロメートルが遠過ぎずという合理性のある距離だと主張しているのでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 説明資料を読む限り、その距離が近過ぎず遠過ぎずという説明に使われている距離だと認識しております。

○宮城一郎委員 防衛省の資料に対して、沖縄県側から質問されたことがあると思います。近過ぎず遠過ぎずのポイントが沖縄になっているのですが、九州に在沖海兵隊の位置をずらすことに対して防衛省はどのようにコメントされていますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 沖縄県が質問した項目で言いますと、位置関係において米軍が国内の他の都道府県に駐留した場合、迅速に事態に対応できなくなるのか。強襲揚陸艦の配備地域など、国内の他の都道府県に在所する米軍基地との整合性を含め、具体的な理由を説明していただきたいと。それに対する回答の中心的な部分ですが—こうした観点から防衛省としては海兵隊の各部隊は相互に近傍に所在すべき必要があるものの、これと比較すれば必ずしも強襲揚陸艦が常時海兵隊の部隊の近傍に所在しなければならないわけではなく、したがって、強襲揚陸艦が米海兵隊の配備に関する決定的な要素にはなり得ないと考えている。なお、海兵隊が九州や本州に駐留した場合は、沖縄と比較し、確かに朝鮮半島に近くなる場合がある一方で、それだけ台湾、東南アジアといった地域から遠ざかることになり、これらの地域における種々の事態への対応におくれが生じるものと認識しているとの回答がございます。

○宮城一郎委員 何か有事があった場合には、主に強襲揚陸艦で海兵隊の部隊が運ばれると考えていいのでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 海兵隊の組織の運営として、歩兵部隊と航空部隊と兵たん部隊の3つが一体になったMAGTF—マグタフという作戦機能を有する組織がございます。その中で一番大きい2万人単位以上の組織がME

Fーメフ、中間組織がME Bーメフ、そして、沖縄に配属されているME Uーミューです。沖縄には31ミューが配属されていて、陸上部隊の大隊規模がキャンプ・ハンセンにいます。それから、155ミリりゅう弾砲の砲兵部隊。飛行部隊としては普天間飛行場のオスプレイ、補給部隊としてはキャンプ・ハンセンにいる兵たん部隊。これらを一体として約2200名になるのですが、その方々を佐世保基地に配属されている強襲揚陸艦、それ以外にあと3隻の運搬船があり、そこに一旦乗せて紛争地域に向かうという流れになっております。

○宮城一郎委員 例えば、台湾で有事があった場合、佐世保基地にある強襲揚陸艦が沖縄に部隊を迎えに来て台湾に向かう。逆に朝鮮半島で有事があった場合でも、佐世保基地から迎えに来てきびすを返して朝鮮半島に向かうということでもいいでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 私がいろいろ文献等を調べた中では、沖縄にいる部隊が飛行機で移動するというのではなく、物資もございますので、佐世保基地にいる4隻の揚陸艦が沖縄近海に来て、そこで兵隊や車両、兵器等を乗せて移動するという運用形態になっているようです。

○宮城一郎委員 沖縄と台湾の630キロメートルが近過ぎない距離、沖縄とソウルの1260キロメートルが遠過ぎない距離ということで、この距離をそれぞれ入れかえてコンパスで線を引いてみたときに、大分県の日出生台演習場がちょうど重なる地域に入っているのです。ロケーションとしては、岩国基地までの移動時間が車で約3時間で、岩国基地には2440メートルの滑走路があります。さらに佐賀空港には2000メートルの滑走路があり、移動時間が車で約2時間、佐世保基地には車で約2時間となっているのですが、もし日出生台演習場に海兵隊がいた場合、北朝鮮に向かうときも台湾に向かうときも佐世保基地から出発するとすれば、台湾に行くには沖縄にあったときとほぼ変わらない迅速性といえますか、機能をもって、かつ北朝鮮には行って戻るのではなく、すぐに佐世保基地から朝鮮半島に向かえるという意味で、先ほど防衛省は、九州に駐留した場合は東南アジアから遠ざかってしまうのでまずいとおっしゃっていたということですが、逆に機能が高まるように感じられるのです。いかがでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 私が調べた移動に要する時間ですが、佐世保基地から沖縄に向かうには2日程度かかると見込まれているようです。ですか

ら、委員のおっしゃるように、佐世保基地や大分県、北九州など近いところの移動であれば時間が短縮されるのではないかと考えております。

○宮城一郎委員　そういう物理的な現実から考えたときに、先般、6月の初めに琉球新報にマイク・モチヅキさんの記事が載っていたのですが、在沖海兵隊は九州で自衛隊と共同使用したほうが一最後は理想的なのか、現実的なのか、少し言葉は覚えていないのですが、そういうお話をされていたのを覚えていません。相対的になるのですが、防衛省が言っている沖縄の優位性とマイク・モチヅキさんの論、県としてはどちらに合理性を感じますか。

○謝花喜一郎知事公室長　先ほど来の御質疑の繰り返しになるかもしれませんが、沖縄—ソウル間が船舶で約34時間、航空機で1.13時間、合計で三十五、六時間かかるわけです。沖縄—台北の場合は、船舶で約17時間、航空機で約30分ですから、約18時間ということです。一方で、日出生台演習場ですと、ソウルまでが船舶で約17時間、航空機で約3時間なので約20時間ぐらいで着くということです。台北までも船舶で34時間プラス3時間なので、三十六、七時間かかるということで、台北からは少し遠くなるかもしれませんが、朝鮮半島には近いということが結果として出ています。いずれにしましても、必ずしもランデブーポイントが沖縄でなくてもいいというのがマイク・モチヅキ氏の発言でございますし、日本を取り巻く安全保障関係で、最近では北朝鮮のICBMの件もありますので、本当に沖縄でなければいけないのかということをしっかり議論すべき時期にきているのではないかと考えているところです。

○宮城一郎委員　最近、全国知事会で沖縄の海兵隊の受け入れを検討すべきではないかということで、受け入れの可能性を示した都道府県が1つあったと思うのですが、どちらでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長　全国知事会というよりも、市民団体の調査で大分県だけが手を挙げたということでございます。

○仲宗根悟委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長　質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

午後 6 時 4 分休憩

午後 6 時 16 分再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る 3 月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。
當山達也刑事部長。

○當山達也刑事部長 平成29年 3 月から 5 月末までの米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は12件10人で、前年同期と比較して 4 件 3 人の増加となっております。

罪種別では、凶悪犯が 1 件 1 人、粗暴犯が 3 件 3 人、窃盗犯が 4 件 2 人、知能犯が 2 件 2 人、風俗犯が 1 件 1 人、その他が 1 件 1 人となっております。

これらの事件につきましては、那覇地方検察庁に送致しております。
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。
梶原芳也交通部長。

○梶原芳也交通部長 お手元の資料をごらんください。

本年 3 月から 5 月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故につきましては、34件発生し、前年同期と比べ 4 件の減少となっております。

交通死亡事故につきましては、1 件発生しており、本年 5 月 18 日に米軍人の運転する車両が、同じく米軍人が運転する二輪車と衝突する事故が発生しております。

以上でございます。

○仲宗根悟委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、3月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 刑法犯と交通事故の両方を含めて、基地外居住者の検挙率はわかりますか。

○當山達也刑事部長 刑事関係の検挙につきましては、住居の統計はとっておりませんので、先ほど御説明した数字の中で基地内居住か、基地外居住かという区別での答弁はできかねます。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、具体的に犯罪を減らすための努力はどのようにしているのですか。

○當山達也刑事部長 前回の委員会でも御説明いたしましたが、施設外でリバティー制度の時間規制が行われておりまして、その時間を中心に、施設の外にいる米軍構成員に対する職務質問と帰隊を促す活動を強化しております。また、ことし1月下旬から100名の警察官の増員がございましたが、パトロールを強化して米軍関係の事件の抑止に努めているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方が抑止に取り組んだ結果はどうなっていますか。

○當山達也刑事部長 先ほど御説明いたしましたように、本年3月から5月までは12件10人で、前年同期と比較して4件3人の増加という状況でございます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 答えられる範囲で結構なのですが、きょうから改正組織犯罪処罰法が施行されましたが、この法律と米軍・軍属との整合性などは整理され

ているのでしょうか。

○**當山達也刑事部長** 今回の改正法によれば、まず組織犯罪という集団を認定をすることが必要になります。米軍関係の犯罪につきましては、その集団に該当するかどうかということから考えますと、今回の改正法には米軍関係の犯罪はなじまないのではないかと考えております。

○**山川典二委員** なじまないということはわかりましたが、今回、277の犯罪が対象になっていて、その中には特に国際的なテロ行為の可能性もあります。沖縄県はインバウンドなどもありますし、沖縄在外の軍人・軍属が沖縄に来て仕事をしたり、任務についたりというような状況もある中で、例えば米軍関係に今回の改正法についてのすり合わせや告知という作業は県警察でされたのか、あるいはされる意向はないのか。その認識を聞かせてください。

○**當山達也刑事部長** 今回の改正法につきましては、テロの集団や組織的犯罪集団が前提となっていると認識しておりまして、米軍関係については、今回の改正法の対象にはなじまないと考えておりますので、これまで米軍の関係者と調整したり、あるいは今後そういう調整をする予定はございません。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**仲宗根悟委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、3月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○**仲宗根悟委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序などについて協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

まず、乙第9号議案訴えの提起についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 岩礁破碎等の差しとめ訴訟に係る議案については、何点か申し上げて反対の意見を表明したいと思っております。

まず1つ目に、漁業権における岩礁破碎については、水産庁を相手に協議や裁判を起こしてもいいのですが、漁業権の消滅の問題と漁業権は残るとする県の対応を明らかにすることが先だと思っております。

2つ目に、岩礁破碎の事実もないのに訴訟を起こすということは非常におかしいと思っております。発生している事実に基づいて、法に照らしてどうなのかということを検証するのが裁判ですし、それで法的な判断が示されると思っておりますので、岩礁破碎の事実もないのに裁判を起こすということは沖縄県の行政として大失態であると考えております。

3つ目に、今回の裁判は弁護士もついておりますが、弁護士過誤のおそれがあると思っております。これが裁判になるのか、ならないのか、あるいは勝てるのか、勝てないのかということも含めて、専門家の弁護士の判断が必要だと思いますが、これまで沖縄県は8000万円余りの県民の大切な予算を弁護費用に充てて、負けて、それが無駄になっております。今回も五百十何万円という予算が計上されておりますが、ここは専門家である県の弁護士に対する予算の返還、また、弁護士過誤のおそれがあるということも含めて、厳しく捉えております。

4つ目は、岩礁破碎については、漁業権を持つ者に利益を主張する権限が与えられていると理解しております。よって、沖縄県あるいは翁長知事には漁業権はありません。この利益を主張する権利もございません。だからといって、沖縄県は漁業者からそういうことを依頼されているわけでもございません。先ほどの説明では、この件に関して漁業権を持つ漁業者との意見交換もないということからしますと、県は裁判で自分たちの利益を主張する権限を与えられているという資格はないと思っております。

次に、沖縄県は埋立訴訟に係る裁判で負けております。これまでに8000万円以上の県民の大切な予算が投じられておりますが、これも敗訴になって、あげくの果てに和解までしなくていいようなものを一和解によって、裁判が終わっ

た後は国も県も協力をして埋め立ての進め方というふうな和解行為についても、今回の裁判は破る行為です。これはまさに司法判断に対する裏切り行為です。そういうことをしようとする裁判については、根拠がないという思いがしております。

最後に、知事は辺野古反対、つくらせないということです。ずっと裁判で闘い続けております。本来は県知事の政治交渉によって問題解決をすべきですが、そこもいろいろ難癖をつけてなかなか交渉をしない。そして、こういう形で県民の大事なお金を裁判にかけて、今回もそれをしようとする。裁判の結果によってこの問題が解決するという目安もつけないまま、ただいたずらにそういうものを行うことは、県民にとっては非常に許しがたい行為で、やはり県知事は裁判ではなく、本来政治家が行うべき政治交渉によってこの問題を解決してほしいという強い思いを込めて、以上の観点からこの議案に対しては反対させていただきます。

○仲宗根悟委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 私たちは、翁長知事が辺野古に新しい基地をつくらせないためにいろいろな手法で正当に行うという意味では、水産庁の見解も変わっていないし、岩礁破碎行為をする場合にはきちんと許可を得なさいということもあるので、これは正当な行為だと思って賛成をします。

○仲宗根悟委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 意見、討論等なしと認めます。
以上で、意見、討論等を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、公明党会派所属の金城勉委員及び維新の会所属の當間盛夫委員が退室した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。
これより、乙第9号議案訴えの提起についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。
お諮りいたします。
本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○仲宗根悟委員長 挙手多数であります。
よって、乙第9号議案は、可決されました。
休憩いたします。

(休憩中に、公明党会派所属の金城委員及び維新の会所属の當間委員が入室した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。
次に、陳情の採決を行います。
陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。
お諮りいたします。
陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。
先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情34件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟